

答 申

第 1 審査会の結論

警察本部長（以下「実施機関」という。）は、審査請求の対象となった別記 1 の「文書件名」の公文書の非開示部分のうち、「開示すべき部分」に掲げる部分を開示すべきである。

第 2 審査請求の経過

1 開示請求

平成 22 年 6 月 2 日、審査請求人は、富山県情報公開条例（平成 13 年富山県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、実施機関に対し、「H14. 1. 14 及び 3. 13 の強姦事件などに関する H14 年度及び H19 年度の氷見警察署捜査指揮簿など 添付目録参照」に関する公文書（以下、「本件請求公文書」という。）について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

なお、審査請求人が開示請求書に添付した目録は、「氷見警察署鑑識係、捜査係の保管文書目録・保存文書目録」（以下「本件目録」という。）の写しであり、本件目録の写しに記載された公文書件名に審査請求人が丸印を付した項目数は、保管文書目録では鑑識技能検定合格者通知書を含む 25 項目、保存文書目録では捜査主任官指名簿を含む 14 項目、計 39 項目である。

2 本件処分等について

- (1) 平成 22 年 7 月 15 日、実施機関は本件開示請求に対し、本部長指揮事件指揮簿、署長等指揮事件指揮簿及び捜査主任官指名簿（以下「本部長指揮事件指揮簿等」という。）を本件開示請求に係る公文書と特定したうえで、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (2) 平成 22 年 9 月 9 日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条の規定により、公安委員会に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (3) 平成 22 年 10 月 7 日、公安委員会は、条例第 19 条の規定により、本件審査請求について富山県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。
- (4) 審査会は、諮問のあった本件審査請求のうち、まず、本件処分における開示対象公文書の特定について検討し、既に部分開示決定を行った本部長指揮事件指揮簿等に加えて、本件目録の写しにおいて丸印が付された公文書件名に該当する公文書を、開示請求の対象として改めて特定し、開示決定等を行うべきであるとして、平成 23 年 4 月 14 日、公安委員会に対して第一次の答申をした。また、本件処分により一部が非開示とされた本部長指揮事件指揮簿等（以下「本件対象公文書」という。）については、非開示とされた部分の非

開示情報該当性について調査審議を進めることとした。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、全面的な開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、非開示理由説明書に対する意見書及び審査会での意見陳述において主張する本件審査請求の理由の要旨は、概ね次のとおりである。なお、ここでは、本件審査請求のうち本件対象公文書の部分開示決定に係る理由のみを以下に記す。

- (1) 保存期限の制約から開示されなかった文書があり、それらが「現に係属している訴訟」に係わるものである可能性が高く、富山県情報公開条例施行規則（以下、「規則」という。）第16条に違反している。

規則第16条では、現に係属している訴訟における手続き上の行為をするために必要とされるものは当該訴訟が終結するまでの間保存期間を延長するとされている。開示請求した文書は、刑事審再審、国家賠償訴訟が相次いで提起されている事件に係わる文書であり、通常の保存期間で廃棄処理され非開示とされたのであれば、規則に違反している。平成14年に作成された文書と平成19年に作成された文書とでは非開示の結論は異なる場合もあるはずであり、捜査主任官指名簿は平成18年のものの一部分が開示された。

- (2) 部分開示された捜査指揮簿など以外に多数の捜査指揮簿が存在し、今回開示の文書は、既に報道された年月日の文書のみが開示され、他は隠蔽されている。

現場遺留物の採取、その鑑定依頼、鑑定結果の検討、似顔絵の作成、写真面割り台帳の作成等に関する捜査指揮簿が存在することは明らかであり、携帯電話、固定電話の通話記録などアリバイ捜査に関する捜査指揮簿もあつたに違いない。

- (3) 部分開示のために非開示情報を隠すマスキングは、条例第8条、審査基準第4などを逸脱して行われており、見直さなければならない。

部分開示された23件の文書は、ほとんどの内容が非開示とされ、「個人に関する情報がみだりに公にされることがないように」という範囲を越え、ほとんどの内容がわからない。また、かろうじて内容がわかる部分においても次のような問題が明らかになった。

- ① 非開示とされた箇所が多く、内容がほとんど不明で、情報公開の意味をなくしている。

また、部分開示された文書によって非開示とされた箇条書きと思われる項目の番号や項目名に差異があり、比較すると、非開示とした箇所の合理的な説明はない。

- ② 捜査主任官、指揮取扱者、指揮受理者の氏名は、職位が警部、警視の場合、公共の安全等情報を引用して非開示としているが、これは捜査実施における責任の在処を隠し、無責任体制を助長するものである。

- ③ 同じ内容でありながら、非開示とした箇所が全面の場合と部分の場合があり、非開示とした箇所は、情報内容により判断されず恣意的に行われている。

- ④ 年月日も非開示とされた文書があり、部分開示された文書の意味はなくなっている。
- (4) 公安委員会は実施機関の業務について厳正にチェックし、情報公開の総合的な推進を図る責務がある。
- (5) 開示請求した文書は、平成 14 年の強姦事件の捜査に端を発した冤罪事件の捜査指揮簿等の文書であり、今回実施機関が行った公文書部分開示決定は、平成 14 年の再発防止策や信頼回復の取組みを活かしたものとは言い難い。

第 4 実施機関の説明

実施機関が、非開示理由説明書及び審査会での意見陳述において説明する本件対象公文書の部分開示決定に係る理由の要旨は、概ね次のとおりである。

1 本件処分について

(1) 条例第 7 条第 2 号該当性

本部長指揮事件指揮簿及び署長等指揮事件指揮簿（以下「指揮簿」という。）には、被疑者、被害者、事案の関係者等の本籍、住居、職業、前科関係、氏名、生年月日、それらの者から聴取した内容、そして捜査主任官指名簿（以下「指名簿」という。）に記載されている被疑者、被害者の氏名が記載されている。これらは個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報あるいは特定の個人を識別することはできないものの、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれのある情報であるため非開示とした。

条例第 7 条第 2 号ただし書きのアないしウに該当する場合には非開示情報とはならないが、上記の情報は同号ただし書きのアに規定する法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当しない。

また、同号ただし書きイには、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要であると認められる情報と規定されているが、本件対象公文書の記載内容は公にすることが必要であると認められる情報とはいえず、同号ただし書きイにも該当しない。

そのほかに、警部補同相当職以下の警察官の氏名及び印影が分かる部分について、同号ただし書きウには、当該個人が公務員である場合において当該情報とその職務の執行に係る情報であるときは、公務員等の職、氏名及び職務の内容に係る部分は非開示とならないことが規定されているが、かっこ書きで当該公務員が規則で定める職にある職員である場合その他公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合については氏名を除くとあり、つまり当該氏名は非開示情報であると定められている。これは、公務員等が有する職務権限や職務内容によりその氏名を公にすると、当該公務員が負うべき相当の責任以上の非難を受け、その私生活が当該公務員として受忍すべき限度を超えておびやかされる等、権利利益が不当に害されるおそれがあり、その結果職務の円滑な遂行にも支障を及ぼすおそれがあるときは、当該公務員の氏名は非開示とする趣旨である。

そうしたおそれが一般的に考えられる職務については規則で定められており、規則 3 条

には、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる警察の職員と規定されており、このことから警部補以下の警察官の氏名及び印影については非開示とした。

(2) 条例第7条第4号該当性

行政機関の長による専門的、技術的判断を尊重する趣旨から行政機関の長の裁量的判断に相当の理由があると認められる場合に、同号に該当する。

指揮簿には、事案の概要や捜査主任官から本部長及び署長への指揮伺い、本部長及び署長の指揮事項等が記載されている。捜査機関がいつどのような経緯で事件を把握し、どのような捜査体制を樹立し、その捜査体制のもとでどのように事件処理を行い、その捜査に関して組織的にどのような指揮がなされているかという事項が記載されている。

これらが開示されると、特定の事件捜査の詳細はもちろん同種事件における一般的な捜査手法が明らかとなり、同種事件の犯行後いまだ未検挙のものも含め、犯行の手口が巧妙化したり、偽装工作、証拠隠滅、捜査妨害等が可能となり、犯罪検挙が困難となり、また犯罪を助長させるおそれがある。

また指揮簿には、被害者やその他事件関係者に対する捜査活動内容も含まれており、これらの情報は具体的捜査活動、手法に該当するほか、情報提供内容や聴取内容そのものであり、これらが公になれば今後一般の方々が被害申告や情報提供を躊躇することにもなりかねず、捜査への協力が得られなくなり捜査活動に支障を及ぼすおそれがある。

これは現在捜査中の事件であるか終結した事件であるかによって変わるものではなく、また指揮内容についても、個別の事件の被害者や関係者の相関関係や捜査の進捗状況、過程によって変遷するものであり、どの時点でどんな指揮によりどんな捜査に着手するかは決まったものではない。

どんな捜査過程を経てどのように捜査を進めていくかについては、捜査の詳細にわたる内容であり、これらが公になれば犯罪を引き起こす者に対し警察の情報の収集、分析、評価等を知る機会を与え、その対策を容易にしまうことになる。したがって、これらの情報を開示すると、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断して、今回非開示とした。

指揮簿及び指名簿の捜査主任官、指揮取扱者及び指揮受理者等の氏名及び印影については、警部以上の階級の警察官が該当する部分を非開示とした。

捜査主任官は、その任務について犯罪捜査規範第20条第2項に定められており、警察本部長又は署長等の指揮を受け、捜査すべき事項や捜査員の任務分担を決めたり、捜査方針を立て、捜査員に対し捜査の状況に関して報告を求めるといった任務、いわゆる捜査を主導するような立場の職員である。

条例第7条第2号の個人に関する情報に該当するのは、警部補以下の階級にある警察官であり、警部以上の階級にある警察官は、個人情報観点からは非開示とならないことになる。しかし、警察業務は、特定の者の犯した犯罪行為についてあらゆる捜査を実施してその実態を解明して検察官に送致し、その後公判を経て刑罰を執行するとともに、犯罪者を隔離するという特殊性を持つ。したがって、警察官は、相手方等からの反感、反発を招

きやすく、特に捜査主任官、指揮取扱者及び指揮受理者は、捜査方針を立て、具体的に捜査を主導することから、これらの者の氏名が明らかになれば、被疑者等から捜査主任官個人への妨害活動がなされて捜査活動に支障が生じるおそれがある。

また、警察官個人あるいはその家族に対し、刑の執行を終えた者から、いわゆるお礼参りといった嫌がらせをされる等、当該警察官及びその家族の生命、身体の安全を脅かす犯罪を誘発させることが予想され、犯罪の予防に重大な支障を及ぼすおそれがある。これは、事件が軽微なものか悪質かつ重大なものかについて変わりがあるわけではない。審査請求人からは、責任の所在を隠しているという指摘があるが、捜査における責任の明確化と、犯罪行為を企図する者が捜査を主導する警察官等にいやがらせや妨害工作を行って捜査を頓挫させることを防ぐことは同じ尺度ではかられるものではない。

また、犯罪捜査規範で定められているとおり、捜査は捜査官個人の判断で行われているものではなく、組織によって遂行されるものであって、捜査を主導する捜査主任官及び指揮受理者が、被疑者及び容疑者の取調べから逮捕に至るまでの全てを司っていると全責任があるという誤った認識が生じるおそれがあり、非開示と判断したものである。

(3) 条例第 39 条の適用除外による部分について

今回部分開示を行った指揮簿には、刑事訴訟に関する書類がいくつか含まれており、その部分を非開示とした。

なお、非開示とした部分はいずれも訴訟書類の写しであるが、この書類が写しであっても原本と同一の内容を有するものであり、その性質が変わるものではない。

2 本件審査請求の理由について

(1) 本件処分に際しては、本件対象公文書に関し、部分開示決定とした記載事項のうち、開示をしない部分及び理由を通知書の別紙に明記している。

具体的には、「開示しない部分の概要」及び「開示しない理由」を記載して審査請求人に対し非開示情報の内容が明らかにならないよう、非開示情報の類型を示している。

(2) 本件目録に記載される公文書の全てが本件開示請求の内容に関連して作成されたものではなく、中には保存期限を経過し廃棄したものも含まれている。

無罪が判明した男性については、平成 19 年 10 月に再審で無罪判決が言い渡され、平成 21 年 5 月に国家賠償請求の提訴を行ったが、平成 14 年に作成された指名簿の保存期限は平成 19 年 12 月であることから、廃棄時においては、刑事、民事共に「現に係属中」とはならない。また、指名簿は、捜査主任官の指名状況が記載された書面であるが、平成 14 年当時の捜査主任官については指揮簿でも明らかになっており、仮に文書廃棄時において国家賠償訴訟が予想されたとしても、その訴訟における手続上の行為をするために必要とされるものとは言えない。

(3) 特定した公文書は「本部長指揮事件指揮簿」「署長等指揮事件簿」「捜査主任官指名簿」であり、対象公文書はすべて部分開示していることから、請求人の「他は隠蔽されている」という主張は、審査請求人の推論である。

- (4) 審査請求人は、開示しない部分の概要に、「警部補同相当職以下の警察職員の氏名及び印影が分かる部分」と示しながら、実際には捜査主任官、指揮取扱者、指揮受理者の氏名は、警部、警視の場合を含めてすべてマスキングされているのは矛盾していると主張するが、非開示情報の該当性については、条例に基づき、各公文書の各情報ごとに審査判断したものである。
- (5) 公安委員会が実施機関を管理監督すべき旨の規定はないものの、実施機関が行った開示決定等について、客観性及び適正の確保を図るため、適時適切に公安委員会へ報告を行っていることから、審査請求人の主張には理由が無い。

第5 審査会の判断

1 審査請求及び審査の範囲

前記第2の2(4)記載のとおり、審査会では、本件審査請求のうち、実施機関が部分開示決定した3件の本件対象公文書の非開示部分の非開示情報該当性について、調査審議を行うものとする。

なお、条例附則第2項の規定により、条例施行日(平成14年4月1日)前に実施機関(議会、公安委員会及び警察本部長に限る。)の職員が作成し、又は取得した公文書は、条例第2章及び第3章の規定を適用しないとされていることから、本件対象公文書のうち平成14年1月ないし同年3月作成の文書については調査審議の対象としないこととする。

2 本件対象公文書について

本件対象公文書は、本部長指揮事件指揮簿17文書(捜査報告を含む。)、署長等指揮事件指揮簿5文書、捜査主任官指名簿1文書の23文書からなっている。

指揮簿については、犯罪捜査規範第19条第2項に規定があり、様式は富山県警察の捜査指揮に関する訓令(以下「訓令」という。)で定められている。指揮簿は、個別に名称が異なる場合もあるが、記載される内容はほぼ同じであり、決裁、事件名、事件取扱課署名、捜査主任官の所属、階級及び氏名、発生日時、発生場所、被疑者の本籍、住居、職業、氏名、生年月日及び年齢、被害者の住居、職業、氏名、生年月日及び年齢、事案の概要、月日時、伺い及び指揮事項等、指揮取扱者、指揮受理者が記載されている。なお、伺い及び指揮事項等の欄には、個々の事件により異なるが、主に事件発生の認知、捜査の着手、具体的な捜査内容、捜査方針、指揮事項等が記載されている。

指名簿は、犯罪捜査規範第20条第1項の規定に基づいて作成され、様式は訓令で定められている。指名簿には、捜査主任官の所属、階級、課(係)、氏名、指名年月日、指名区分、事件名等(発生、認知)、処理及び引継ぎ等が記載されている。

審査請求人は、審査請求にあたって、各文書単位に1ないし23の文書番号を、本件対象公文書に一連の頁番号(1ないし67)を、別記1のとおり付しているため、以下、この文書番号及び頁番号によることとする。

なお、上記1に記載のとおり、平成14年1月作成の文書(文書1(頁番号1ないし6)、

文書 18（頁番号 61）、文書 19（頁番号 62）、同年 1 月ないし 2 月作成の文書（文書 19（頁番号 62））及び同年 3 月作成の文書（文書 2（頁番号 7 ないし 12）、文書 20（頁番号 63）、文書 21（頁番号 64））については、条例第 2 章及び第 3 章が適用されない公文書であるので、調査審議の対象としない。

また、文書 10「捜査報告」については、文書名が「本部長指揮事件指揮簿」と異なるが様式は同じであるとして、実施機関が、本部長指揮事件指揮簿として特定していることから、本部長指揮事件指揮簿と同じものとして扱うこととする。

3 非開示情報該当性

(1) 指揮簿（文書 3 ないし文書 17 及び文書 22）について

① 決裁欄について

ア 「係（隊）員」の印影（文書 3、文書 5、文書 6、文書 7、文書 8、文書 9、文書 11、文書 14 及び文書 22）

実施機関は、標記部分は、条例第 7 条第 2 号ただし書きウが規定する「規則で定める職にある職員」（以下「規則職員」という。）の印影である旨説明する。

同号ただし書きウは、個人に関する情報について、当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は非開示情報から除くと定めている。ただし、当該公務員が負うべき相当の責任以上の非難を受けたり、その私生活が当該公務員が受忍すべき限度を超えて脅かされるなど、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあり、その結果、職務の円滑な遂行にも支障を及ぼすおそれがあるようなときには、非開示とすることとしており、そうしたおそれが一般的に考えられる職については、規則で定められている。

警察官の階級と職との関係を確認したところ、係（隊）員の印影はいずれも規則職員の印影であると認められることから、非開示としたことは妥当である。

イ 「補佐」欄の印影（文書 10、文書 13、文書 16 及び文書 17）

実施機関は、標記部分は指揮取扱者の印影に該当し捜査方針を立て具体的に捜査を主導した者の印影であって、公にすることにより当該個人への妨害活動など今後の捜査に支障が生じるおそれがあるため、条例第 7 条第 4 号に該当する旨説明する。

同条第 4 号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」は非開示情報とする旨規定しており、当該規定に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否かについて審理・判断するのが適当であるとされている。

実施機関が主張する今後の捜査活動に支障が生じるおそれは、当該職員個人の権利

利益が不当に害された場合に、その結果として生じるものであると考えられることから、同条第2号ただし書きウの該当性について審議したところ、当該印影は、実施機関が主張する指揮取扱者としてではなく、補佐の職務遂行として決裁した印影であって、補佐は上記アに述べた規則職員に該当しない。また、本件事件について、当該職にある者の権利利益が不当に害される行為がこれまでにあった事実は認められず、また、今後それらを不当に害するおそれがある特別な事情は見当たらないことから、同補佐が有する職務権限や職務遂行の具体的な内容に照らして判断するに、同条第2号ただし書きウに該当するとは認められない。

したがって、同条第4号に該当するとした実施機関の第一次判断は、尊重されるべきであるとしても、合理性をもつとして許容される限度内のものであるとは認められない。

しかも、実施機関からは、今後の捜査活動に支障が生じるおそれがあると判断した理由についての具体的な説明がなく、実施機関の判断に相当の理由があるとは認められない。

したがって、当該部分は開示すべきである。

② 「事件名」欄（文書3ないし文書17及び文書22）、

当該欄には事件名が記載されており、地名、身分、事件名、区域、場所の記載が非開示とされている。

ア 地名及び身分（文書3ないし文書14、文書16ないし文書17及び文書22）

実施機関は、公にすると、他の情報との照合により被害者を特定できるため、条例第7条第2号に該当し、同号ただし書きにも該当しない旨説明する。

本件では、事件発生の場所及び日時の一部が既に開示されていることから、当該部分を公にすると、被害者を特定できる可能性を否定できない。また、慣行として公にされている情報ではないと認められることから、当該部分を非開示とした判断は妥当である。

イ 事件名及び区域（文書13ないし文書17）

実施機関は、当該部分は、具体的な捜査活動の内容に該当する部分であり、「公にすると捜査体制等が明らかになり、犯罪を企図する者に対し証拠隠滅や対抗措置を講じるための有意な情報」（以下「有意な情報」という。）を提供することとなり、捜査等に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第4号に該当する旨を説明する。

条例第7条第4号の適用については、上記①イに述べたとおり、実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性をもつ判断として許容される限度内のものであるか否かについて審理・判断するのが適当であるとされている。

当該部分について、実施機関は具体的な捜査活動の内容であると説明するが、記載されている内容は項目程度であり、実施機関が、いつ、いかなる捜査活動をしたかが

分かる具体的な記述であるとは認められないこと、また、当該情報が有意な情報とな
るとした具体的な理由の説明に乏しいことから、実施機関の判断が合理性をもつ判断
として許容される限度内のものであるとは認められない。

したがって、当該部分は開示すべきである。

ウ 場所（文書 22）

実施機関は、当該部分を公にすると、他の情報との照合により被害者を特定できる
ため、条例第 7 条第 2 号に該当する旨説明する。

しかしながら、当該部分は、既に開示された部分を考慮しても、被害者を特定でき
るとは認められないことから、開示すべきである。

③ 「捜査主任官」の氏名（文書 3 ないし文書 17 及び文書 22）

当該欄には、捜査主任官の所属又は職名、階級及び氏名が記載されており、氏名が非
開示とされている。

実施機関は、捜査主任官の氏名は個人情報としては非開示情報とはならないが、公に
することにより、今後の捜査活動に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 7 条第 4 号
に該当する旨説明する。

上記①イ同様、実施機関が生ずると主張する今後の捜査活動への支障は、公務員個人
の権利利益が不当に害された（同条第 2 号ただし書きウ）結果として生じると解される
ところ、捜査主任官は規則職員には該当せず、その氏名を公にすることによって当該職
員の権利利益が不当に害されるとは認められないことから、上記イ同様、同条第 4 号に
該当するとは認められない。

したがって、当該部分は開示すべきである。

④ 「発生日時」欄（文書 10、文書 11、文書 12 及び文書 22）

当該欄には、年月日、曜日及び時刻が記載されており、時刻が非開示とされている。

実施機関は、被害者から聴取した内容が分かる部分であり、条例第 7 条第 2 号に該当
し、同号ただし書きにも該当しない旨説明する。

発生日時欄のうち年月日及び曜日は既に開示されており、また、別に記載のある事件
の種別や市町村名も既に開示されていることを考慮すると、これらの開示情報に加えて
時刻を公にした場合、特定の個人を識別できることは否定できない。したがって、同条
第 2 号本文の非開示情報に該当すると認められる。

条例第 7 条第 2 号ただし書きアでは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、
又は公にすることが予定されている情報」を非開示情報から除く旨定めている。なお、
「慣行として」とは、公にすることが慣習として行われていることを意味し、「公にさ
れ」とは、現に当該情報が公衆が知り得る状態に置かれていれば足りるとされている。

実施機関が、本件対象公文書のうち警察庁が作成し公表している報告書に記載されて

いる情報と同様の情報が記載されている部分について既に開示した部分があると口頭で補足説明していること、また、審査請求人が口頭意見陳述の際に、警察庁が作成した当該事件に関する報告書の内容の検証のためにも今回の処分に対して審査請求したと説明していることから、審査会の事務局職員をしてこの報告書を確認させたところ、「富山事件及び志布志事件における警察捜査の問題点等について」（以下「事件報告書」という。）が警察庁のホームページで公表されており、また、最高裁判所のホームページでは、本件案件にかかる一部の事件についての再審決定書及び再審判決書（以下「判決書等」という。）が公開されている。

ウェブサイトに掲載されている情報については、その掲載の趣旨・目的や個人情報に対する配慮の状況等が情報公開制度と共通するものである限り、当該情報には公表慣行があると解する余地もあることから、審査会では、事件報告書及び判決書等に記載されている情報が、同号ただし書きアに規定する「慣行として公にされている情報」に該当するか否かについて検討した。

事件報告書及び判決書等は、警察庁又は裁判所が、個人情報などに配慮しつつ、自らが保有している情報を広く知ってもらうために公表しているものであり、現にホームページで公表され、公衆が知り得る状態に置かれていることから、慣行として公にされているものと認められる。また、これらに記載されている情報は、個人識別情報が置き換えられていることから、公にしても、特定の個人が識別できる情報には当たらず、また、広く公表されていることから個人の権利利益を害するおそれがある情報には当たらないと認められる。

なお、事件報告書には、事案の概要、捜査等の経過、真犯人が判明した経過、警察捜査の問題点として本件事件についての記載があり、判決書等には、公訴事実や裁判所の判断としての本件事件についての記載があるが、文書 10 ないし文書 12 及び文書 22 の時刻については、事件報告書又は判決書等と同じ情報が記載されていないと認められた。

したがって、当該文書の時刻の情報は、条例第 7 条第 2 号ただし書きアに該当せず、非開示とした判断は妥当である。

⑤ 「発生場所」欄（文書 10、文書 11、文書 12 及び文書 22）

当該欄には、発生場所が記載されており、市名に続く部分が非開示とされている。

実施機関は、被害者及び被害関係者を特定できる部分であり、条例第 7 条第 2 号に該当し、同号ただし書きにも該当しない旨説明する。

当該部分には、個人の住居の所在地及び世帯主が記載されており、特定の個人が識別できる情報であると認められ、また、慣行として公にされている情報ではないことから、当該部分を非開示とした判断は妥当である。

⑥ 「被疑者」欄（文書 10、文書 11 及び文書 12）

当該欄には、被疑者に関する情報が記載され、被疑者の特徴等の部分が非開示とされ

ている。

実施機関は、被害者から聴取した内容がわかる部分であり、条例第7条第2号に該当し、また、聴取内容が公になることにより、今後事件関係者等から捜査協力が得られなくなり、同条第4号に該当する旨説明する。

文書10ないし文書12にある情報は、犯人（被疑者）の人相や特徴等に関するものであるが、これをもって特定の個人は識別できず、一般人が通常入手し得る情報との照合により特定の個人が識別できるものとは認められない。また、記載内容が被害者又は被害関係者以外に知られたくないプライバシー性がある内容とはいえないことから、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報とも認められない。

また、通常、捜査及び公判の過程において聴取した被疑者に関する情報が公表されるのは十分想定されていることから、事件関係者から捜査協力が得られなくなり捜査に支障が生じるおそれがあるとする実施機関の判断は、合理性をもつ判断として許容される限度内のものであるとは認められない。

したがって、文書10ないし文書12にある情報は開示すべきである。

⑦ 「被害者」欄、「被害者（死者）」欄（文書10、文書11、文書12及び文書22）

当該欄には、被害者に関する情報が記載されており、非開示とされている。

実施機関は、住居、職業、氏名、生年月日が条例第7条第2号に該当する旨説明する。

当該部分は、個人に関する情報であり、公にすると特定の個人が識別できると認められ、また、慣行として公にされている情報ではないことから、当該部分を非開示とした判断は妥当である。

⑧ 「事案の概要」欄、「事案の概要年月日」欄（文書10、文書11、文書12及び文書22）

当該欄には、事件の状況が記載され、その一部分が非開示とされている。

実施機関は、被害者から聴取した内容がわかる部分であり、条例第7条第2号に該当する旨、また、具体的な捜査活動の内容が分かる部分であり、犯罪を企図する者に対し有意な情報を提供することとなり、同条第4号に該当する旨説明する。

記載されている内容は強姦事件の概要であり、通常、他人に知られたくない内容であると考えられることから、個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、非開示とした判断は妥当である。

⑨ 「月日時」欄（文書11及び文書12）

当該欄には、月日時が記載され、時刻が非開示とされている。

実施機関は、具体的な捜査活動の内容に該当し、条例第7条第4号に該当する旨説明する。

しかしながら、当該部分の時刻のみが具体的な捜査活動の内容に該当するとは認められず、また、実施機関が捜査等に支障を及ぼすおそれがあると判断した理由の説明は、

一般的で具体的な内容に乏しいことから、合理性をもつ判断として許容される限度内のものであるとは認められない。

したがって、当該部分は開示すべきである。

⑩ 「指揮取扱者 指揮受理者」欄、「受理者」欄（文書3ないし文書17）

当該欄は、警察職員の名字及び印影が非開示とされている。

実施機関は、当該部分は条例第7条第4号に該当し、また、係長職の職員は、規則職員に該当する旨説明する。

係長職の職員については、前記①アと同じく、規則職員であると認められることから、名字及び印影を非開示とした判断は妥当である。

課長又は補佐の職にある職員の名字及び印影については、指揮取扱者、指揮受理者としての職務権限、職務内容及び支障についての具体的な説明に乏しく、仮に捜査主任官と同様の権限及び職務内容であるとしても前記③で述べたとおりであり、実施機関の判断は合理性をもつ判断として許容される限度内のものであるとは認められないことから、開示すべきである。

⑪ 「伺い及び指揮事項等」（「捜査状況」）欄（文書3ないし文書17及び文書22）

ア 文書3ないし文書9及び文書13ないし文書17の「被疑者」、「被告人」又は「再逮捕容疑者」の氏名等が記載されている部分

当該部分には、個人の住居、職業、氏名及び生年月日並びに犯罪に関する事項が記載されている。

実施機関は、被疑者を特定できる部分であり、条例第7条第2号に該当する旨説明する。

当該部分を見分したところ、実施機関の説明のとおり、特定の個人を識別できる情報であり、また、犯罪に関する事項は他人には知られたくない情報であると認められる。なお、被疑者の逮捕時に氏名、職業、年齢が公表されているが、現時点では公にされているといえないことから、同号ただし書きアには該当せず、また、同号ただし書きイ又はウにも該当しない。

したがって、非開示とした判断は妥当である。

イ 文書8の「被害者」の氏名等が記載されている部分

当該部分については、前記⑦に同じであり、非開示とした判断は妥当である。

ウ 文書8の「発生日時」の部分

当該部分には、年月日及び時刻が記載されており、時刻が非開示とされているが、時刻の情報については、事件報告書又は判決書等と同じ情報が記載されていると認められ、条例第7条第2号ただし書きアに該当することから開示すべきである。

エ 文書8の「発生場所」の部分

当該部分については、前記⑤に同じであり、非開示とした判断は妥当である。

オ 文書3の「被疑者が浮上した経緯」の部分

当該部分には、捜査対象者及び聴取した情報が記載されている。

実施機関は、関係者から聴取した内容であり、特定の個人が識別でき、個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第7条第2号に該当する旨、また、具体的な捜査活動の内容が分かる部分であり、犯罪を企図する者に対し有意な情報を提供することになるほか、関係者からの聴取内容そのものが明らかになり、今後関係者から捜査協力が得られなくなるなど、同条第4号に該当する旨説明する。

捜査対象者の部分は、公にすると特定の個人を識別できると認められ、また、聴取した情報の部分は、情報提供者にとって関係者以外に知られたくない内容であり、公にすることにより、今後関係者から捜査協力が得られなくなるおそれが十分であると認められることから、実施機関の説明には相当の理由があると認められる。

したがって、非開示とした判断は妥当である。

カ 文書3の「容疑性」の部分

当該部分には、被害者の証言、被疑者のアリバイ及び行動、捜査の結果が記載されており、被害者の証言、被疑者のアリバイの一部分、被疑者の行動及び捜査の結果の部分が非開示とされている。

実施機関は、特定の個人が識別でき、個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第7条第2号に該当する旨、また、具体的な捜査活動の内容が分かる部分であり、犯罪を企図する者に対し有意な情報を提供することとなり、同条第4号に該当する旨説明する。

被害者の証言の部分並びに被疑者のアリバイ及び行動の部分は、被害者の具体的な証言内容や個人の具体的な行動記録であり、通常は他人に知られたくない情報であると認められ、また、捜査の結果の部分のうち、車両ナンバー、車種及び色の部分については、他の情報との照合により特定の個人を識別できる情報と認められる。

しかしながら、その余の部分については、個人の証言又は行動に関する記載は認められず、個人の権利利益を害する情報であるとは認められない。また、事件関係車両の捜査は通常想定され、実施機関が捜査等に支障を及ぼすおそれがあると判断した理由の説明は、一般的で具体的な内容に乏しいことから、合理性をもつ判断として許容される限度内のものであるとは認められない。

なお、非開示が妥当である部分は容易に区分して除くことができると認められる。

したがって、別記1の開示すべき部分は開示すべきであり、その余の部分については、非開示とした判断は妥当である。

キ 文書4ないし文書6の「任意同行時間」の部分

当該部分には、年月日、曜日及び時刻が記載されており、時刻が非開示とされている。

実施機関は、被疑者を特定できる部分であり、条例第7条第2号に該当する旨、また、具体的な捜査活動の内容の部分であり、犯罪を企図する者に対し有意な情報を提供することとなり、同条第4号に該当する旨説明する。

しかしながら、任意同行の年月日に加えて時刻を公にしても特定の個人が識別できるとはいえず、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

また、任意同行の時刻は事実が記載されているに過ぎず、実施機関が捜査等に支障を及ぼすおそれがあると判断した理由の説明は、一般的で具体的な内容に乏しいことから、合理性をもつ判断として許容される限度内のものであるとは認められない。

したがって、当該部分は開示すべきである。

ク 文書4ないし文書6の「取調官」の部分

当該部分については、取調官の名字が記載されており、非開示とされている。

実施機関は、条例第7条第2号ただし書きウに該当する旨説明する。

当該部分については、規則職員の名字であると認められるので、非開示とした判断は妥当である。

ケ 文書4の「取調べ時間」の部分

当該部分については、取調べの時間が非開示とされている。

実施機関は、被疑者を特定できる部分であり、条例第7条第2号に該当する旨、また、具体的な捜査活動の内容の部分であり、犯罪を企図する者に対し有意な情報を提供することとなり、同条第4号に該当する旨説明する。

しかしながら、前記キ「任意同行時間」と同じく、公にすることにより特定の個人を識別できるとは認められず、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

また、実施機関が、捜査等に支障を及ぼすおそれがあると判断した理由の説明は、一般的で具体的な内容に乏しいことから、合理性をもつ判断として許容される限度内のものであるとは認められない。

したがって、当該部分は開示すべきである。

コ 文書4の「取調べ状況」の部分

当該部分には、被疑者の自供内容及びアリバイが記載されており、アリバイの一部が非開示とされている。

実施機関は、他の情報と照合することにより、被疑者が特定でき、条例第7条第2

号に該当する旨、また、具体的な捜査活動の内容の部分であり、犯罪を企図する者に対し有意な情報を提供することとなり、同条第4号に該当する旨説明する。

前記カ「容疑性」のアリバイの部分と同じく、個人の具体的な行動記録であり、通常は他人に知られたくない情報であると認められることから、非開示とした判断は妥当である。

サ 文書6の「逮捕時間」、文書7の「逮捕日時」及び「逮捕状況」の部分

当該部分には、逮捕の年月日、時刻及び種類並びに逮捕の経緯が記載されており、時刻及び個人名が非開示とされている。

実施機関は、他の情報と照合することにより、特定の個人が識別でき、条例第7条第2号に該当する旨、また、具体的な捜査活動の内容の部分であり、犯罪を企図する者に対し有意な情報を提供することとなり、同条第4号に該当する旨説明する。

逮捕時刻は、通常、公表されないことから、既に開示されている逮捕年月日に加えて公にしても特定の個人が識別できるとは認められない。また、事実が記載されているに過ぎず、具体的な捜査手法の内容を明らかにするとは認められず、実施機関が捜査等に支障を及ぼすおそれがあると判断した理由の説明は、一般的で具体的な内容に乏しいことから、合理性をもつ判断として許容される限度内のものであるとは認められない。

なお、個人の氏名の部分は、特定の個人が識別でき、同条第2号ただし書きのいずれにも該当しないと認められる。

したがって、個人名の部分は非開示が妥当と認められるが、時刻の部分は開示すべきである。

シ 文書6及び文書7「逮捕時の状況等」の部分

当該部分には、逮捕時の実施機関及び被疑者の状況が記載されている。

実施機関は、他の情報と照合することにより、特定の個人が識別でき、個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第7条第2号に該当する旨、また、具体的な捜査活動の内容の部分であり、犯罪を企図する者に対し有意な情報を提供するほか、供述内容そのものが明らかになり、今後被疑者の供述が得られなくなることから、同条第4号に該当する旨説明する。

しかしながら、実施機関の状況が記載されている部分は、個人識別性がなく、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。また、通常想定される捜査内容であり、実施機関が捜査等に支障を及ぼすおそれがあると判断した理由の説明は、一般的で具体的な内容に乏しいことから、合理性をもつ判断として許容される限度内のものであるとは認められない。

被疑者の状況が記載されている部分のうち、文書6の20頁(3)の部分は、事実が記載されているに過ぎず、既に開示されている部分に加えて公にしても個人識別性は

なく、個人の権利利益を害する内容であるとは認められない。

その余の部分については、特定の個人が識別できる部分又は個人の供述で他に知られたくない内容の部分であり、公にすると個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

なお、特定の個人が識別できる部分及び個人の権利利益を害するおそれがある部分は容易に区分して除くことができると認められる。

したがって、別記1の開示すべき部分は開示すべきであり、その余の部分については、非開示とした判断は妥当である。

ス 文書9「起訴検察庁」の部分

当該部分については、検察官の「職・氏名」の部分が開示とされている。

実施機関は、特定の個人が識別でき、条例第7条第2号に該当する旨、また、公にすると当該検察官への妨害活動など今後の捜査活動に支障を生じるおそれがあることから、同条第4号に該当する旨説明する。

しかしながら、同条第2号ただし書きウでは、国家公務員の職務の遂行に係る情報に関して、当該情報のうち当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は非開示情報から除くとされていること、また、前記①イと同じく、実施機関の判断に相当の理由があるとは認められないことから、当該部分は開示すべきである。

セ 文書3の「捜査結果」並びに文書4の「搜索結果」の部分及び「6」に続く部分

(ア) 文書3「捜査結果」及び文書4「搜索結果」の部分

当該部分には、捜査活動の内容及びその結果が記載されている。

実施機関は、特定の個人を識別でき、個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第7条第2号に該当する旨、また、具体的な捜査活動の内容が分かる部分であり、犯罪を企図する者に対し有意な情報を提供すること、今後関係者等から捜査協力が得られなくなることから、同条第4号に該当する旨説明する。

文書3の当該部分の1行目、2行目及び6行目は、前記④で述べた事件報告書に記載されている内容と同じ情報であり、同条第2号ただし書きアに該当すると認められる。また、通常想定される捜査内容及び結果であり、実施機関が捜査等に支障を及ぼすおそれがあると判断した理由の説明は、一般的で具体的な内容に乏しいことから、合理性をもつ判断として許容される限度内のものであるとは認められない。

同7行目、10行目及び16行目については、10行目の業種名及び職業名部分を除き個人識別性はなく、個人の権利利益を害する情報であるとも認められない。また、通常想定される捜査対象及び捜査結果であり、実施機関が捜査等に支障を及ぼすおそれがあると判断した理由の説明は、一般的で具体的な内容に乏しいことから、合理性をもつ判断として許容される限度内のものであるとは認められない。

その余の部分である3行目ないし5行目については犯罪の具体的手口がわかるこ

と、また、8行目、9行目、11行目ないし15行目には聴き込みの内容が記載されており、公にすると、個人の他人に知られたくない情報が明らかとなり、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

文書4の当該部分は、搜索場所の一部分及び被害者の証言の部分を除き、通常想定される搜索場所及びその搜索結果が記載されているのみであり、実施機関が捜査等に支障を及ぼすおそれがあると判断した理由の説明は、一般的で具体的な内容に乏しいことから、合理性をもつ判断として許容できるものであるとは認められない。

搜索場所の一部分は、公にすると、具体的な捜査場所が特定でき、今後の捜査に協力が得られないなど、捜査等に支障が及ぼすおそれがあると認められ、また、被害者の証言の部分は、証言者の権利利益を害するおそれがあると認められる。

なお、非開示が妥当である部分は容易に区分して除くことができると認められる。

したがって、別記1の開示すべき部分は開示すべきであり、その余の部分については、非開示とした判断は妥当である。

(イ) 文書4「6」に続く部分

当該部分には、被害者の捜査協力内容及び証言が記載されている。

実施機関は、特定の個人は識別できないが、個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第7条第2号に該当する旨、また、具体的な捜査活動の内容が分かる部分であり、犯罪を企図する者に対し有意な情報を提供することとなり、同条第4号に該当する旨説明する。

しかしながら、被害者の証言を除く部分は、公にしても個人の権利利益を害するとはいえず、また、通常想定される捜査協力内容であり、実施機関が捜査等に支障を及ぼすおそれがあると判断した理由の説明は、一般的で具体的な内容に乏しいことから、合理性をもつ判断として許容される限度内のものであるとは認められない。

被害者の証言の部分は、証言そのものが記載されており、証言の内容が司法手続以外でも公にされることが分かると、今後被害者から捜査協力が得られなくなることは十分予想される。

なお、非開示が妥当な部分は容易に区分して除くことができると認められる。

したがって、別記1の開示すべき部分は開示すべきであり、その余の部分については、非開示とした判断は妥当である。

ソ 文書3ないし文書7の「捜査方針」、「捜査事項」、「今後の捜査」の部分

(ア) 文書3、文書4、文書6及び文書7

当該部分には、捜査方針が記載されている。

実施機関は、具体的な捜査方法が明らかとなり、犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがあるほか、特定の事件における捜査の詳細と同種事件における一般的捜査手法が明らかとなり、事件を企図する者の犯罪が巧妙化し、捜査活動に支障が生じるおそれがあるため、条例第7条第4号に該当する旨説明する。

文書3及び文書4については、捜査対象及び協力者が記載されている部分を除き、事件が発生した際に通常行われると想定される捜査事項の項目が記載されているに過ぎず、また、実施機関が捜査等に支障を及ぼすおそれがあると判断した理由の説明は、一般的で具体的な内容に乏しいことから、合理性をもつ判断として許容される限度内のものであるとは認められない。捜査対象及び協力者について記載されている部分については、公にすると具体的な捜査の対象並びに協力者が明らかとなることにより、犯罪を企図する者にとって有意な情報となり、また、捜査協力が得られなくなることも考えられることから、捜査に支障が及ぶおそれがあるとの判断には相当の理由があるものと認められる。

なお、文書3及び文書4の非開示が妥当である部分は一つの文章の一部分であるが、本件対象公文書の他の部分でも既に非開示部分を文節等で区分して除いている箇所があることから、同様に容易に区分して除くことができると認められる。

また、文書6及び文書7については、通常想定される捜査手法と考えられ、実施機関が捜査等に支障を及ぼすおそれがあると判断した理由の説明は、一般的で具体的な内容に乏しいことから、合理性をもつ判断として許容される限度内のものであるとは認められない。

したがって、別記1の開示すべき部分については開示すべきであり、その余の部分については、非開示とした判断は妥当である。

(イ) 文書5の部分

当該部分には、捜査事項が記載されている。

実施機関は、担当職員の名前は、職務の遂行に係る情報であるが規則職員の名前に該当し、条例第7条第2号ただし書きウに該当する旨、また、具体的な捜査活動の内容が分かる部分であり、犯罪を企図する者に対し有意な情報を提供することとなり、同条第4号に該当する旨説明する。

当該部分のうち、被害者の行動が記載されている部分は、公にすると当該被害者の権利利益を侵害するおそれがあると認められ、また、10行目の担当職員の名前は、規則職員の名前に該当すると認められる。

その余の部分については、記載のある職員は規則職員には該当しないこと、また、その他の捜査事項の部分は通常想定される捜査手法と考えられ、実施機関が捜査等に支障を及ぼすおそれがあると判断した理由の説明は、一般的で具体的な内容に乏しいことから、合理性をもつ判断として許容される限度内のものであるとは認められない。

なお、非開示が妥当である部分は容易に区分して除くことができると認められる。

したがって、別記1の開示すべき部分は開示すべきであり、その余の部分については、非開示とした判断は妥当である。

タ 文書8「犯行状況」の部分

当該部分には、犯行状況が記載されており、その一部分が非開示とされている。
実施機関は、条例第7条第2号に該当する旨説明する。

犯行状況の部分については、事件報告書又は判決書等に記載されている内容と同じであり、条例第7条第2号ただし書きに該当することから、別表1の開示すべき部分は開示すべきであり、その余の部分については、非開示とした判断は妥当である。

チ 文書9「その他」の部分

当該部分には、被疑者の起訴事実、起訴年月日及びその後の処置の状況が記載されている。

実施機関は、他の情報と照合することにより、特定の個人が識別することができ、条例第7条第2号に該当する旨説明する。

しかしながら、起訴事実、起訴年月日については、個人名を除き事件報告書に記載され公表されていることから、同号ただし書きに該当する。

その後の処置の状況の部分は、通常知られていない情報であり、公にすると個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、別記1の開示すべき部分は開示すべきであり、その余の部分については、非開示とした判断は妥当である。

ツ 文書10の部分

(ア) 「1 警察への届出経過」 (文書10)

当該部分には、事件を届け出るまでの経過が記載されている。

実施機関は、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第7条第2号に該当する旨、また、具体的な捜査活動の内容の部分であり、犯罪を企図する者に対し有意な情報を提供することとなるほか、今後関係者からの捜査協力が得られなくなり、同条第4号に該当する旨説明する。

当該部分には、個人名や関係者の言動が記載されており、特定の個人が識別できること、また、関係者の言動は通常他人に知られたくない内容であり、個人識別情報を除いても、なお、個人の権利利益を害すると認められることから、非開示とした判断は妥当である。

(イ) 「2 被害者からの聴取状況」 (文書10)

当該部分には、事件について聴取した際の被害者の様子及び被害者から聴取した事件の状況が記載されており、実施機関は、聴取した警察職員は規則職員である旨並びに上記(ア)と同旨の理由を説明する。

当該部分には、個人名や通常他人に知られたくない被害者が受けた被害の状況が詳細に記載されており、個人識別情報を除いても、なお公にすると個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

また、当該警察職員は、規則職員であると認められる。

したがって、当該部分を非開示とした判断は妥当である。

(ウ) 「3」に続く部分及びその内容の部分 (文書 10)

当該部分には、聴取した事件の状況が記載されており、実施機関は、上記 (ア) と同旨の理由を説明する。

左欄の「3」に続く部分を除いた部分 (中欄の部分) は、上記 (イ) と同じく、個人名及び住居並びに通常他人に知られたい被害者が受けた被害の状況が詳細に記載されており、個人識別情報を除いても、なお、公にすると個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

左欄の「3」に続く部分には、聴取先が記載されているが、特定の個人は識別できず、公にしても個人の権利利益を害するおそれがあるとはいえない。また、通常想定される聴取先であり、実施機関が捜査等に支障を及ぼすおそれがあると判断した理由の説明は、一般的で具体的な内容に乏しいことから、合理性をもつ判断として許容される限度内のものであるとは認められない。

したがって、別記 1 の開示すべき部分は開示すべきであり、その余の部分については、非開示とした判断は妥当である。

(エ) 「4」に続く部分及びその内容の部分 (文書 10)

当該部分には、捜査結果が記載されており、実施機関は、上記 (ア) と同旨の理由を説明する。

左欄の「4」に続く部分及び中欄の 1 行目 11 文字目から 2 行目行末までの部分は、特定の個人の識別性又は個人の権利利益の侵害があるとは認められず、また、通常想定される捜査内容であり、実施機関が捜査等に支障を及ぼすおそれがあると判断した理由の説明は、一般的で具体的な内容に乏しいことから、合理性をもつ判断として許容される限度内のものであるとは認められない。

その余の部分は、個人の氏名及び住居などが記載されており、公にすると、個人が識別でき、個人の権利利益を害する情報であると認められる。

なお、非開示が妥当である部分は容易に区分して除くことができると認められる。

したがって、別記 1 の開示すべき部分は開示すべきであり、その余の部分については、非開示とした判断は妥当である。

(オ) 「5」に続く部分及びその内容の部分 (文書 10)

当該部分には、捜査状況が記載されている。

実施機関は、記載されている警察職員は規則職員であり、条例第 7 条第 2 号ただし書きウに該当する旨、また、具体的な捜査活動の内容の部分であり、犯罪を企図する者に対し有意な情報を提供することになるほか、今後関係者からの捜査協力が得られなくなり、同条第 4 号に該当する旨説明する。

左欄の「5」に続く部分及び中欄の 1 行目 14 文字目から 2 行目 4 文字目までの部分は、特定の個人の識別性はなく、個人の権利利益を害するとも認められない。ま

た、通常想定される捜査手法であり、実施機関が捜査等に支障を及ぼすおそれがあると判断した理由の説明は、一般的で具体的な内容に乏しいことから、合理性をもつ判断として許容される限度内のものであるとは認められない。

その余の部分は、警察職員及び捜査協力の状況が記載されている。当該警察職員は、規則職員であると認められる。また、捜査協力の状況の部分は、通常知られたくない内容であり、公にすると個人の権利利益を害する情報であり、また、このような情報が公にされると、今後関係者からの捜査協力が得られなくなるおそれを否定できないと認められる。

なお、非開示が妥当である部分は容易に区分して除くことができると認められる。

したがって、別記1の開示すべき部分は開示すべきであり、その余の部分については、非開示とした判断は妥当である。

(カ) 「6 被害者の診断結果」 (文書 10)

当該部分には、医師の個人名及び診断結果が記載されている。

実施機関は、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができ、条例第7条第2号に該当する旨説明する。

当該部分には、医師の個人名及び他人には知られたくない被害者の診断結果の詳細が記載されており、公にすると、個人が識別でき、個人の権利利益を害すると認められる。

これらの情報は、同号ただし書きには該当しないことから、非開示とした判断は妥当である。

(キ) 「7 鑑識活動結果」 (文書 10)

当該部分には、鑑識活動及びその結果が記載されている。

実施機関は、具体的な捜査手法が明らかとなり、条例第7条第4号に該当する旨説明する。

当該部分のうち、末尾2行の部分は、被害者にとって他人に知られたくない内容であり、公にすると、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

その余の部分は、通常想定される捜査活動及び鑑識活動が記載されており、実施機関が捜査等に支障を及ぼすおそれがあると判断した理由の説明は、一般的で具体的な内容に乏しいことから、実施機関の判断は合理性をもつ判断として許容される限度内のものであるとは認められない。

したがって、別記1の開示すべき部分は開示すべきであり、その余の部分については、非開示とした判断は妥当である。

(ク) 「8」に続く部分及び内容の部分 (文書 10)

当該部分には、検索結果が記載されている。

実施機関は、上記(キ)と同旨の理由を説明するが、実施機関の判断が合理性をもつ判断として許容できるものであるとは認められない。

したがって、当該部分は開示すべきである。

(ケ) 「9 今後の捜査方針」 (文書 10)

当該部分には、個人の氏名及び行動、捜査対象並びに捜査内容が記載されている。

実施機関は、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあり条例第7条第2号に該当する旨、また、具体的な捜査活動の内容の部分であり、犯罪を企図する者に対し有意な情報を提供することとなり、同条第4号に該当する旨説明する。

個人の氏名及び行動並びに捜査対象が記載されている部分は、特定の個人が識別でき、また、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

その余の捜査内容の部分については、通常想定される捜査内容が記載されており、実施機関が捜査等に支障を及ぼすおそれがあると判断した理由の説明は、一般的で具体的な内容に乏しいことから、合理性をもつ判断として許容される限度内のものであるとは認められない。

なお、非開示が妥当である部分は容易に区分して除くことができると認められる。

したがって、別記1の開示すべき部分は開示すべきであり、その余の部分については、非開示とした判断は妥当である。

テ 文書 11 の部分

(ア) 「1 現在までの捜査状況」 (文書 11)

当該部分には、個人の氏名及び行動、捜査対象並びに捜査結果が記載されている。

実施機関は、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第7条第2号に該当する旨、また、具体的な捜査活動の内容の部分であり、犯罪を企図する者に対し有意な情報を提供することとなり、同条第4号に該当する旨説明する。

当該部分は、(1) から (9) までの9つの部分に区分されているが、各区分の項目部分は、公にしても個人識別性はなく、個人の権利利益を害するおそれはない。また、通常想定される捜査項目であり、有意な情報には当たらず、捜査に支障が及ぶおそれがあるとする実施機関の説明に相当の理由があるとは認められない。

したがって、項目部分は開示すべきである。

(4) ないし (6) 及び (8) の内容の部分については、通常想定される捜査の結果が記載されており、実施機関がこれらを公にすると捜査等に支障を及ぼすおそれがあると判断した理由の説明は、一般的で具体的な内容に乏しいことから、合理性をもつ判断として許容される限度内のものであるとは認められない。

(9) については、項目部分では地名及び捜査の着眼点が記載され、また、内容部分では地名、日時及び被害者からの聴取状況が記載されているが、捜査の着眼点は通常想定される一般的なものであること、また、項目及び内容の部分のうち地名の部分を除く残りの部分は、個人識別性はなく、聴取を受けた被害者の権利利益を害するおそれがあるとはいえず、実施機関の説明に相当の理由があるとは認められ

ない。

なお、非開示が妥当である部分は容易に区分して除くことができると認められる。

したがって、別記1の開示すべき部分は開示すべきであり、その余の部分については、非開示とした判断は妥当である。

(イ) 「2 鑑識結果」 (文書 11)

当該部分には、鑑定の結果が記載されている。

実施機関は、具体的な捜査活動の内容の部分であり、犯罪を企図する者に対し有意な情報を提供することとなり、条例第7条第4号に該当する旨説明する。

当該部分のうち、特定の捜査対象名が記載されている部分については、公にすると特定の個人が識別できると認められる。

その余の部分については、一般的に想定される鑑定の結果が記載されており、前記ツ(キ)と同じく、実施機関の判断は合理性をもつとして許容される限度内のものであるとは認められない。

なお、非開示が妥当である部分は容易に区分して除くことができると認められる。

したがって、別記1の開示すべき部分は開示すべきであり、その余の部分については、非開示とした判断は妥当である。

(ウ) 「3 今後の捜査事項」 (文書 11)

当該部分には、捜査対象並びに捜査内容が記載されている。

実施機関は、具体的な捜査活動の内容の部分であり、犯罪を企図する者に対し有意な情報を提供することとなり、条例第7条第4号に該当する旨説明する。

しかしながら、当該部分には、通常想定される内容が記載されており、実施機関が捜査等に支障を及ぼすおそれがあると判断した理由の説明は、一般的で具体的な内容に乏しいことから、合理性をもつ判断として許容される限度内のものであるとは認められない。

したがって、当該部分は、開示すべきである。

ト 文書 12 の部分

(ア) 「1」の前までの部分 (文書 12)

当該部分には、伺いの経緯が記載されている。

実施機関は、特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第7条第2号に該当する旨、また、具体的な捜査活動の内容の部分であり、具体的な捜査手法、体制等が明らかとなり、同条第4号に該当する旨説明する。

当該部分には、被疑者についての記載があるが、個人識別性はなく、また、公にしても個人の権利利益を害する情報であるとは言えない。

また、伺いの内容が記載されているが、具体的な捜査手法や捜査体制等であると認められず、実施機関が捜査等に支障を及ぼすおそれがあると判断した理由の説

明は、一般的で具体的な内容に乏しいことから、合理性をもつ判断として許容される限度内のものであるとは認められない。

したがって、当該部分は、開示すべきである。

(イ) 「1」に続く部分及び「2」に続く部分（文書 12）

当該部分には、被疑者又は被害者の本籍、住居、職業、氏名、生年月日、年齢が記載されており、実施機関は、上記（ア）と同旨の理由を説明する。

個人の本籍、住居、職業、氏名、生年月日、年齢が記載されている部分は、特定の個人が識別でき、また、慣行として公にされているとは認められず、また、容易に区分して除くことができることから、非開示とした判断は妥当である。

しかしながら、本籍、住居、職業、氏名、生年月日、年齢を除く項目部分は、個人識別性はなく、個人の権利利益を害する情報であるとは認められず、また、犯罪の捜査等に支障を及ぼす相当の理由も認められないので、開示すべきである。

(ウ) 「3」に続く部分（別紙を含む）（文書 12）

当該部分には、被疑者の行動が記載されており、実施機関は、上記（ア）と同旨の理由を説明する。

しかしながら、当該部分には、個人識別性はなく、文書 12 の別紙記載の内容のうち、被疑者にとって他人に知られたくない部分を除き、個人の権利利益を侵害するとはいえず、また、捜査等に支障が生じるおそれがあるとした実施機関の判断に相当の理由があるとは認められない。

したがって、別記 1 の開示すべき部分は開示すべきであり、その余の部分については、非開示とした判断は妥当である。

(エ) 「4」に続く部分（文書 12）

当該部分には、捜査の状況が記載されており、実施機関は、上記（ア）と同旨の理由を説明する。

「4」に続く項目部分及び 13 行目の項目部分は、一般的な項目であり、個人識別性はなく、個人の権利利益を害するとはいえず、捜査等に支障が生じるおそれがあるとした実施機関の判断に相当の理由があるとは認められないことから、開示すべきである。

その余の部分については、事情聴取先や証言の内容等の詳細な記述があり、公にすると特定の個人が識別でき、個人の権利利益を害すると認められ、また、項目部分とは容易に区分することができることから、非開示とした判断は妥当である。

(オ) 「5」に続く部分（文書 12）

当該部分には、今後の捜査方針が記載されており、実施機関は、上記（ア）の部分と同じ理由を説明する。

しかしながら、当該部分は、個人の氏名の部分を除き、個人の権利利益を害するおそれがあるとはいえず、また、一般的な捜査手法や手続きが記載されているに過ぎず、捜査等に支障が生じるおそれがあるとした実施機関の判断に相当の理由があ

るとは認められない。

したがって、当該部分は、個人の氏名を除き開示すべきである。

ナ 文書 13、文書 14、文書 16、文書 17 の「～被疑者」に続く部分

当該部分には、個人の犯歴等に関する情報が記載されている。

実施機関は、特定の個人を識別でき、他の情報と照合することによって、特定の個人を識別することができ、条例第 7 条第 2 号に該当する旨説明する。

しかしながら、当該部分は一般的な項目であり、個人識別性はなく、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、開示すべきである。

ニ 文書 13、文書 14、文書 16、文書 17 の「2 被疑者」に続く部分

当該部分には、被疑者の起訴の月日、罪名、事実並びに被疑者の再逮捕の日時、事実、逮捕時の状況についての記載がある。

実施機関は、個人の犯歴等に関する情報であり、特定の個人を識別でき、条例第 7 条第 2 号に該当する旨説明する。

文書 13 の起訴月日、再逮捕月日及び市名に続く地名の部分並びに文書 14 の起訴月日の部分は、公にすると他の情報との照合により特定の個人が識別できる部分であるが、容易に区分して除くことができると認められる。その余の部分は、公にしても個人識別性又は個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

文書 16 及び文書 17 の逮捕及び起訴の月日の部分は、事件報告書に記載されており、条例第 7 条第 2 号ただし書アに該当する。また、文書 16 の逮捕時刻は月日に加えて公にしても個人識別性又は権利利益を害するおそれがあるとは認められず、最終行の部分も個人識別性又は個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

なお、文書 16 の市名に続く地名の部分については、公にすると被害者を識別できるが、容易に区分することができるため認められる。

したがって、別記 1 の開示すべき部分は開示すべきであり、その余の部分については、非開示とした判断は妥当である。

ヌ 文書 13 及び文書 14 の「今後の捜査方針」の部分

当該部分には、被疑者の供述内容及び捜査方針が記載されている。

実施機関は、特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第 7 条第 2 号に該当する旨、また、具体的な捜査活動の内容の部分であり、犯罪を企図する者に対し有意な情報を提供することとなり、同条第 4 号に該当する旨説明する。

しかしながら、被疑者の供述内容の部分には個人識別性はなく、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。また、捜査方針の部分は具体的な捜査手法や捜査体制等とは認められず、実施機関が捜査等に支障を及ぼすおそれがあると判断し

た理由の説明は、一般的で具体的な内容に乏しいことから、合理性をもつ判断として許容される限度内のものであるとは認められない。

したがって、当該部分は、開示すべきである。

ネ 「その他」の部分（文書 13）

当該部分には、捜査体制が記載されている。

実施機関は、条例第 7 条第 4 号に該当する旨説明するが、当該部分に具体的な捜査手法や捜査体制等が記載されているとは認められず、実施機関が捜査等に支障を及ぼすおそれがあると判断した理由の説明は、一般的で具体的な内容に乏しいことから、合理性をもつ判断として許容される限度内のものであるとは認められない。

したがって、当該部分は、開示すべきである。

ノ 文書 15 の部分

(ア) 「1 受刑済みの確定事件の概要」（文書 15）

当該部分には、事件の概要が記載されており、時刻、地名、個人名及び事実の記述の一部が非開示とされている。

実施機関は、特定の個人を識別でき、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第 7 条第 2 号に該当する旨説明する。

個人名は特定の個人が識別でき、地名は前記②アと同じく、被害者を特定できる可能性を否定できない。その余の部分のうち、事実の記述の一部には、事件報告書又は判決書等に記載されている内容と同じ部分があり、当該部分については、条例第 7 条第 2 号ただし書きアに該当する情報である。

なお、非開示が妥当である部分は容易に区分して除くことができると認められる。

したがって、別記 1 の開示すべき部分は開示すべきであり、その余の部分については、非開示とした判断は妥当である。

(イ) 「3 本件の犯人性」（文書 15）

当該部分には、本件事件における真犯人の根拠が記載されており、一部分が非開示とされている。

実施機関は、特定の個人を識別でき、条例第 7 条第 2 号に該当する旨説明する。

個人名については、特定の個人が識別できると認められるが、その余の部分については、実施機関が認定した事実であり、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、別記 1 の開示すべき部分は開示すべきであり、その余の部分については、非開示とした判断は妥当である。

(ウ) 「(1) 足跡の鑑定結果(上記①)」(文書 15)

当該部分には、鑑定の結果が記載されており、一部分が非開示とされている。

実施機関は、特定の個人が識別でき、条例第 7 条第 2 号に該当する旨、また、犯

罪を企図する者に対し有意な情報を提供することとなり、同条第4号に該当する旨説明する。

個人名については、特定の個人が識別できると認められるが、その余の部分については、実施機関が認定した事実であり、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

また、結果が記載されているに過ぎないため、具体的な捜査手法の記載とは認められず、実施機関が捜査等に支障を及ぼすおそれがあると判断した理由の説明は、一般的で具体的な内容に乏しいことから、合理性をもつ判断として許容される限度内のものであるとは認められない。

したがって、別記1の開示すべき部分は開示すべきであり、その余の部分については、非開示とした判断は妥当である。

(エ) 「(2) 3月事件犯行時の」に続く部分 (文書 15)

当該部分には、犯行時の通話状況についての記載がある。

実施機関は、特定の個人を識別でき、個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第7条第2号に該当する旨、また、具体的な捜査内容の部分であり、犯罪を企図する者に対し有意な情報を提供することとなり、同条第4号に該当する旨説明する。

当該部分のうち、個人名、続柄、電話番号、住所及び職業の記載がある部分については、特定の個人が識別できると認められるが、その余の部分については、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

また、通話状況の捜査は一般的に行われる捜査であり、実施機関が捜査等に支障を及ぼすおそれがあると判断した理由の説明は、一般的で具体的な内容に乏しいことから、合理性をもつ判断として許容される限度内のものであるとは認められない。

したがって、別記1の開示すべき部分は開示すべきであり、その余の部分については、非開示とした判断は妥当である。

(オ) 「(3)」に続く部分 (文書 15)

当該部分には、引当たり捜査の結果が記載されている。

実施機関は、特定の個人を識別でき、個人の権利利益を害するおそれがあり条例第7条第2号に該当する旨、また、具体的な捜査内容の部分であり、犯罪を企図する者に対し有意な情報を提供することとなり、同条第4号に該当する旨説明する。

当該部分のうち、個人名、地名及び業種名の記載がある部分については、特定の個人が識別できると認められるが、その余の部分については、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

また、引当たり捜査は一般的に行われる捜査であり、上記(エ)と同じく、実施機関の判断は合理性をもつ判断として許容される限度内のものであるとは認められない。

したがって、別記1の開示すべき部分は開示すべきであり、その余の部分については、非開示とした判断は妥当である。

(カ) 「(4)」に続く部分 (文書 15)

当該部分には、犯行手口について記載されている。

実施機関は、特定の個人を識別でき、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2号に該当する旨、また、具体的な捜査内容の部分であり、犯罪を企図する者に対し有意な情報を提供することとなり、同条第4号に該当する旨説明する。

当該部分のうち、56頁3行目から57頁10行目までの部分には、個人名を含む犯行の手口が詳細に記載されている。個人名は特定の個人が識別でき、また、詳細な犯行の手口は、犯罪を企図する者にとっては有意な情報となり、公にすると犯罪の巧妙化につながるなど犯罪の予防等に支障が生じるおそれがあると認められることから、非開示とした判断は妥当である。

当該部分のうち、56頁1行目から2行目及び57頁11行目から13行目までの部分には、個人名を含む実施機関の見解が記載されている。個人名については、特定の個人が識別できると認められるが、その余の部分については、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。また、実施機関が捜査等に支障を及ぼすおそれがあると判断した理由の説明は、一般的で具体的な内容に乏しいことから、合理性をもつ判断として許容される限度内のものであるとは認められない。

したがって、別記1の開示すべき部分は開示すべきであり、その余の部分については、非開示とした判断は妥当である。

(キ) 「4 今後の捜査方針」 (文書 15)

当該部分には、捜査経過、余罪、報道について記載されており、実施機関は上記(カ)と同旨の理由を説明する。

捜査経過の部分については、個人名及び続柄の記載があり、特定の個人が識別できると認められるが、その余の部分については、公にしても個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。なお、17行目の7文字目の続柄については、事件報告書又は判決書等に記載され公にされていることから、この部分については個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

余罪及び報道の部分には、個人識別性はなく、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

また、当該部分には、再逮捕、再審請求といった刑事手続や、被害者、保護者、被誤認逮捕者等の事件関係者、事件捜査担当者及び報道への対応が記載されているが、一般的に想定される内容であり、具体的な捜査手法や捜査体制等であるとは認められず、実施機関が捜査等に支障を及ぼすおそれがあると判断した理由の説明は、一般的で具体的な内容に乏しいことから、合理性をもつ判断として許容される限度内のものであるとは認められない。

したがって、別記1の開示すべき部分は開示すべきであり、その余の部分については、非開示とした判断は妥当である。

ハ 文書 17 の「3 再審請求」の部分

当該部分には、再審請求について記載されており、非開示とされている。

実施機関は、個人の氏名が条例第 7 条第 2 号に該当する旨説明する。

実施機関の説明のとおり、特定の個人が識別できる情報であり、当該個人の氏名は、逮捕時に公表されているが、現時点では公にされているということとはできないこと、また、再審請求者が自ら氏名を公表することが慣行として行われているとはいえないことから、同号ただし書きアには該当せず、また、同号ただし書きイ又はウにも該当しない。

したがって、非開示とした判断は妥当である。

ヒ 文書 17 の「4 今後の捜査方針」

当該部分には、刑事手続が記載されている。

実施機関は、特定の個人を識別でき、又は個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第 7 条第 2 号に該当する旨、また、具体的な捜査活動の内容の部分であり、同条第 4 号に該当する旨説明する。

しかしながら、当該部分には個人識別性はなく、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。また、具体的な捜査手法であるとは認められず、実施機関が捜査等に支障を及ぼすおそれがあると判断した理由の説明は、一般的で具体的な内容に乏しいことから、合理性をもつ判断として許容される限度内のものであるとは認められない。

したがって、当該部分は、開示すべきである。

フ 文書 22

当該部分には、捜査の項目が記載されている。

実施機関は、具体的な捜査内容の部分であり、特定の事件における捜査の詳細と同種事件における一般的捜査手法が明らかとなり、条例第 7 条第 4 号に該当する旨説明する。

しかしながら、当該部分は、事件が発生した際に通常行われると想定される捜査事項の項目が記載されているに過ぎず、実施機関が捜査等に支障を及ぼすおそれがあると判断した理由の説明が一般的で具体的な内容に乏しいことから、合理性をもつ判断として許容される限度内のものであるとは認められない。

したがって、開示すべきである。

ヘ 「弁解録取書の写し」（文書 7）、「起訴状の写し」（文書 8、文書 9）、別添「起訴状」（文書 13、文書 14、文書 17）及び別添「再審請求書」（文書 9）について

実施機関は、弁解録取書、起訴状及び再審請求書は、いずれも刑事訴訟法第 53 条の 2 に規定されている訴訟に関する書類に該当し、条例第 39 条の規定により、適用除外である旨説明する。

弁解録取書は、警察官（司法警察員）が被疑者を逮捕した場合、又は、司法巡査が被疑者を逮捕し司法警察員が引致した場合に、刑事訴訟法の規定により、司法手続の一環として司法警察員が録取作成したもので、刑事訴訟法第 203 条及び第 246 条の規定の基づき検察官に送致されたものである。

起訴状は、司法警察員から被疑者の送致を受けた検察官が、同法第 205 条に基づいて当該被疑者の一定期間の勾留について裁判官に請求した後、同法第 247 条及び第 256 条等の規定により、公訴を提起するために検察官が作成し、裁判所に提出したものである。

再審請求書は、有罪の確定判決を受け、刑の執行が終了した後、判決を受けた事実につき真犯人が発覚したことから、有罪判決の言い渡しを受けた者の利益のために検察官から再審請求がなされる際に検察官が作成し、裁判所に提出したものである。

「訴訟に関する書類」とは、被疑・被告事件に関して作成又は取得した書類と解され、裁判所で作成される判決書や証人尋問調書等及び検察官、弁護士から公判に提出された証拠書類のほか、捜査段階で作成される捜査書類も含まれる。また、裁判所又は裁判官の保管している書類に限らず、検察官、司法警察員、弁護士その他の第三者の保管しているものも含むものとされている。

本件の弁解録取書、起訴状及び再審請求書は、いずれも刑事訴訟法の規定に基づき作成され、裁判所に提出された書類の写しであり、被疑・被告事件に関して作成又は取得した書類の写しであると認められる。

なお、写しであっても、原本と同一の内容を有し、訴訟に関する書類としての性質を失わないものと考えられる。

したがって、当該書類は、同法第 53 条の 2 第 1 項に規定する「訴訟に関する書類」に該当するものとして、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定は適用されず、ゆえに、条例第 39 条により、本条例の規定も適用されないことから、実施機関が非開示とした判断は妥当である。

⑫ ①ないし⑩以外の部分

ア 文書 5 18 頁の部分

当該部分には、捜査資料が記載されている。

実施機関は、特定の個人が識別でき、条例第 7 条第 2 号に該当する旨、また、具体的な捜査内容の部分であり、犯罪を企図する者に有意な情報を提供することとなり、同条第 4 号に該当する旨説明する。

当該部分には、個人の氏名が記載されており、特定の個人を識別することができる認められ、また、質問内容が詳細に記載されており、公にすると被疑者等が何らか

の対抗措置をとることが十分に予測され、捜査等に支障を及ぼすとする実施機関の説明には相当の理由があると認められる。

したがって、非開示とした判断は妥当である。

イ 文書6 21頁の部分及び文書7 24頁の部分

当該部分には、被疑事実の要旨が記載されている。

実施機関は、特定の個人が識別でき、又は個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第7条第2号に該当する旨、また、具体的な捜査内容の部分であり、犯罪を企図する者に対し有意な情報を提供することとなり、同条第4号に該当する旨説明する。

個人の氏名及び住所の部分は、特定の個人が識別できると認められ、また、記載されている内容は強姦事件の概要であり、通常、他人に知られたいくない内容であると考えられることから、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

しかしながら、当該部分には、事件報告書又は判決書等において公表されている内容と同じ部分があることから、その部分は、同条第2号ただし書きアに該当する情報であると認められ、また、事件関係者から捜査協力が得られなくなり捜査に支障が生じるおそれがあるとする実施機関の判断は合理性をもつとして許容される限度内のものであるとは認められない。

なお、非開示が妥当である部分は容易に区分して除くことができると認められる。

したがって、別記1の開示すべき部分は開示すべきであり、その余の部分については、非開示とした判断は妥当である。

ウ 文書10 34頁ないし36頁の部分

(ア) 「34頁及び35頁」の部分（文書10）

当該部分には、被疑者及び被害者に関する情報が記載されている。

実施機関は、被害者から聴取した内容が分かる部分であり、条例第7条第2号に該当する旨、また、犯罪を企図する者に有意な情報を提供することとなるほか、被害者からの聴取内容そのものが明らかとなり、今後捜査協力が得られなくなることから、同条第4号に該当する旨説明する。

当該部分は、特定の個人が識別できる個人の氏名の部分及び被害者から聴取した内容のうち被害者にとって他人には知られたいくない部分を除き、前記⑥の文書10ないし文書12と同じく、特定の個人が識別でき、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるとは認められず、捜査協力が得られなくなり捜査に支障が生じるおそれがあるとする実施機関の判断は、合理性をもつ判断として許容される限度内のものであるとは認められない。

したがって、別記1の開示すべき部分は開示すべきであり、その余の部分については、非開示とした判断は妥当である。

(イ) 「36頁」の部分（文書10）

当該部分には、捜査資料が記載されている。

実施機関は、具体的な捜査手法が明らかとなり、条例第7条第4号に該当する旨説明する。

しかしながら、当該捜査資料は一般的な内容のものであり、捜査に支障が生じるおそれがあるとする実施機関の判断は、合理性をもつとして許容される限度内のものであるとは認められないことから、当該部分は開示すべきである。

エ 文書 11 41 頁ないし 43 頁の部分

(ア) 「41 頁及び 42 頁」の部分 (文書 11)

当該部分には、事件名、事件の被害者及びその家族、被疑者に関する情報、凶器、遺留品、足跡、被疑者の事前動向、犯行手段並びに犯行時の言動が記載されている。

実施機関は、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第7条第2号に該当する旨、また、具体的な捜査活動の内容の部分であり、犯罪を企図する者に対し有意な情報を提供することとなり、同条第4号に該当する旨説明する。

事件名の地名及び被疑者の特徴に関連した地名の部分については、前記⑩テ (ア) の (9) と同様、個人識別性又は被害者の権利利益を害するおそれがある情報と認められる。

被害者及びその家族の部分については、個人名、住居、職業、年齢及び続柄が記載されており、特定の個人を識別できる情報であると認められる。

被疑者の事前動向、犯行手段及び犯行時の言動の部分については、犯行の状況 (被害の内容) が詳細に記載されており、個人の権利利益を害するおそれがあり、また、具体的な犯行の手口が記載されていることから、捜査等に支障が及ぶと認められ、さらに、被害者からの聴取内容そのものであることから、今後関係者等から捜査協力が得られなくなるおそれがあると認められる。

その余の被疑者に関する情報、凶器、遺留品及び足跡の部分は、個人識別性や個人の権利を侵害する情報とはいえ、また、具体的な捜査手法とは認められないことから、実施機関の判断は合理性をもつとして許容される限度内のものであるとは認められない。

なお、非開示が妥当である部分は容易に区分して除くことができると認められる。

したがって、別記1の開示すべき部分は開示すべきであり、その余の部分については、非開示とした判断は妥当である。

(イ) 「43 頁」の部分 (文書 11)

当該部分については、上記ウ (イ) と同一内容の文書であり、開示すべきである。

オ 文書 12 47 頁ないし 49 頁の部分

(ア) 「47 頁及び 48 頁」の部分 (文書 12)

当該部分には、被疑事実の要旨が記載されている。

実施機関は、特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第7条第2号に該当する旨、また、具体的な捜査活動の内容の部分であり、具体的な捜査手法・体制等が明らかとなり、同条第4号に該当する旨説明する。

個人の氏名及び年齢並びに事件発生年月日及び事件発生場所が分かる部分は、特定の個人が識別できると認められる。

その余の事件の内容の部分は、被疑者の行動であり被害者が受けた被害であるが、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。また、具体的な捜査手法・体制等が記載されているとは認められず、捜査に支障が生じるおそれがあるとする実施機関の判断は合理性をもつとして許容される限度内のものであるとは認められない。

なお、非開示が妥当である部分は容易に区分して除くことができると認められる。

したがって、別記1の開示すべき部分は開示すべきであり、その余の部分については、非開示とした判断は妥当である。

(イ) 「49頁」の部分(文書12)

当該部分には、事件着手体制に関して記載されており、実施機関は、上記(ア)と同旨の理由を説明する。

被疑者の住居、氏名、生年月日、年齢、住所、勤務先及び使用車両、立会人の職及び氏名並びに事件発生場所の地名の部分は、特定の個人が識別できる。また、警察官の職及び氏名の部分は、前記①アと同じく、規則職員に該当する。

使用車両、取調室名及び備考欄に記載されている内容の部分は、捜査実施体制の具体的な内容が記載されており、有意な情報を提供するなど捜査等に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明には相当の理由があると認められる。

その余のタイトル、作成日、作成者、集合・着手時間等及び表中の項目部分については、個人識別性はなく、個人の権利を侵害する情報ともいえない。また、具体的な捜査手法とは認められず、捜査に支障が生じるおそれがあるとする実施機関の判断は合理性をもつとして許容される限度内のものであるとは認められない。

なお、非開示が妥当である部分は容易に区分して除くことができると認められる。

したがって、別記1の開示すべき部分は開示すべきであり、その余の部分については、非開示とした判断は妥当である。

カ 文書13 51頁の部分

当該部分には、被疑事実の要旨が記載されているおり、実施機関は、特定の個人が識別でき、条例第7条第2号に該当する旨説明する。

当該部分には、個人名や年齢、住所等が記載され、特定の個人が識別できる。また、被害者が受けた被害の内容が記載されており、個人の権利利益を害するおそれがある

と認められる。さらに、判例集等を調査したが当該事件が公にされているとは認められない。

したがって、非開示とした判断は妥当である。

キ 文書 16 59 頁の部分

当該部分には、被疑事実の要旨が記載されており、実施機関は、上記カと同旨の理由を説明する。

個人の氏名及び住所の部分は、特定の個人が識別できると認めらる。また、記載されている内容は強姦事件の概要であり、通常、他人に知られたい内容であると考えられることから、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

しかしながら、当該部分には、事件報告書又は判決書等において公表されている内容と同じ部分があることから、その部分は、同条第 2 号ただし書きアに該当する情報であると認められる。

なお、非開示が妥当である部分は容易に区分して除くことができると認められる。

したがって、別記 1 の開示すべき部分は開示すべきであり、その余の部分については、非開示とした判断は妥当である。

(2) 指名簿 (文書 23) について

① 「課 (係) 」欄及び「氏名」欄 (文書 23)

当該欄には、課名及び氏名が記載されており、実施機関は、条例第 7 条第 4 号に該当する旨説明する。

実施機関が生ずると主張する今後の捜査活動への支障は、前記 (1) ①イ同様、公務員個人の権利利益が不当に害された (同条第 2 号ただし書きウ) 結果として生じると解されるどころ、規則職員に該当しない職員の氏名を公にすることによって当該職員の権利利益が不当に害されるとは認められないことから、同条第 4 号に該当するとは認められない。

なお、実施機関は、階級を開示していることから、課名を公にすると捜査主任官が特定されると説明するが、前記 (1) ③で述べたとおりであり、相当の理由があるとは認められない。

したがって、当該部分は開示すべきである。

② 「課長 中隊長 課長代理」欄の印影 (文書 23)

実施機関は、前記 (1) ①ウと同じく捜査主任官の印影に該当し、条例第 7 条第 4 号に該当する旨説明する。

しかしながら、前記 (1) ①イ同様、実施機関が生ずると主張する今後の捜査活動への支障は、公務員個人の権利利益が不当に害された (同条第 2 号ただし書きウ) 結果として生じると解されるどころ、規則職員に該当しない職員の氏名を公にすることによつ

て当該職員の権利利益が不当に害されるとは認められないので、同条第4号に該当するとは認められないから、当該部分は開示すべきである。

③ 「事件名等」欄（文書23）

当該欄には、事件の発生日、認知年月日、事件名及び被害者が記載されており、実施機関は、特定の個人が識別でき、条例第7条第2号に該当する旨説明する。

しかしながら、当該部分は、発生日、認知年月日及び氏名並びに事件名のうちの地名を除き、個人の権利利益が害されるおそれがあるとは認められない。

したがって、別記1の開示すべき部分に記載する部分については開示すべきであり、その余の部分は、非開示とした判断は妥当である。

④ 「捜査主任官印」欄の印影（文書23）

実施機関は、前記（1）①イと同じく、条例第7条第4号に該当する旨説明する。

しかしながら、上記②同様、当該部分は開示すべきである。

⑤ 「処理及び引継ぎ」欄（文書23）

当該部分には、捜査主任官の引継ぎ並びに事件の処理状況が記載されており、警部の名字、事件の処理月日及び処理内容が非開示とされている。

実施機関は、被疑者等から警察官への妨害活動が行われるなど今後の捜査活動に支障が生じるおそれがあり、また当該警察官やその家族に対する「お礼参り」といった嫌がらせなど新たな犯罪を誘発するおそれがあり、条例第7条第4号に該当する旨、また、個人の犯歴に関する情報であり、同条第2号に該当する旨説明する。

警部の名字については、前記（1）③と同じく、開示すべきである。

事件の処理年月日及び処理内容の部分については、公にすると他の情報との照合により特定の個人が識別できることが否定できないが、処理年月日を除く部分は個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

また、処理年月日のうち、67頁の番号31に係る部分は、事件報告書又は判決書等に記載されている内容と同じ内容の部分があり、同条第2号ただし書きアに該当すると認められる。

したがって、別記1の開示すべき部分は開示すべきであり、その余の部分については、非開示とした判断は妥当である。

4 その他の審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、審査請求の理由で、第3の2（1）のとおり、保存期限の制約から開示されなかった文書があり、それらが「現に係属している訴訟」に係わるものである可能性が高く、規則第16条等に違反している旨主張している。これに対し、実施機関は第4の2（2）のとおり説明している。

審査会において、実施機関の文書管理の規定に基づき、本件対象公文書の保存期間及び保存満了日並びに文書廃棄日を確認したところ、指揮簿については、保存期間は満了しておらず、指名簿については実施機関の説明のとおりであった。

したがって、審査請求人の主張は認められない。

- (2) 審査請求人は、第3の2(2)のとおり、部分開示された捜査指揮簿以外に多数の指揮簿が存在し、他は隠蔽されている旨主張している。これに対し、実施機関は第4の2(3)のとおり説明している。

訓令には本部長と署長が指揮すべき事項が規定されており、本部長指揮事件は訓令別表第2に、署長等指揮事件は訓令別表第3にそれぞれ定められている。訓令別表に定められている指揮事項と本件に係る指揮簿を対比したところ、指揮を受けるべき事項の指揮簿は概ね存在していることが認められた。また、審査会事務局職員が実施機関に赴き本件事件に係る指揮簿の保管場所を調べたところ、部分開示決定をした指揮簿以外に指揮簿は存在しないことが確認された。以上のことから、実施機関の説明は妥当であると判断した。

- (3) 審査請求人は、その他にも種々主張するが、いずれも審査会の上記の判断を左右するものではない。

5 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の開催経過

本審査会の開催経過の概要は、別記2のとおりである。

別記 1

文書番号	文書件名	頁	実施機関が非開示とした部分	開示すべき部分(※)
文書3	本部長指揮事件 指揮簿	13	決裁欄の「係(隊)員」の印影	なし
			「事件名」欄の地名	なし
			「捜査主任官」欄の氏名	すべて
			「指揮取扱者 指揮受理者」欄の 名字	すべて
			「伺い及び指揮事項等」欄のうち 「1被疑者」の住居、職業、氏名、 生年月日、前歴等	なし
			同上 「2被疑者が浮上した経緯」の一 部分	なし
		13～ 14	同上 「3容疑性」の一部	14頁の上から11行目から13行目まで及び15行目から17行目まで
14	同上 「4これまでの捜査結果」の部分	1行目及び2行目、6行目 及び7行目、10行目1文字目から同行6文字目まで、10行目19文字目から同行行末まで及び16行目		
		同上 「5捜査方針」の部分	1行目1文字目から同行24文字目まで、2行目6文字目から同行18文字目まで、3行目3文字目から6行目行末まで及び8行目から最終行まで	
		下部表外の名字	なし	
文書4	本部長指揮事件 指揮簿	15	「事件名」欄の地名	なし
			「捜査主任官」欄の氏名	すべて

文書4	本部長指揮事件 指揮簿	15	「指揮取扱者 指揮受理者」欄の 名字及び印影	すべて		
			「伺い及び指揮事項等」欄のうち 「1被疑者」の住居、職業、氏名、 生年月日、前歴	なし		
			同上 「2任意同行時間」の時刻	すべて		
			同上 「3取調官」の名字	なし		
			同上 「4取調べ時間」の時間	すべて		
			同上 「5取調べ状況」の一部分	なし		
		16	同上 「5検索結果」の部分	1行目1文字目から4行目 14文字目まで及び4行目 23文字目から11行目7 文字目まで		
			同上「6」に続く部分	「6」に続く項目部分、1行 目から2行目まで及び5行 目		
			同上 「7捜査事項」の部分	1行目1文字目から2行目 7文字目まで、2行目9文 字目から3行目13文字目 まで及び3行目26文字目 から7行目行末まで		
		文書5	本部長指揮事件 指揮簿	17	決裁欄の「係員」の印影	なし
					「事件名」欄の地名	なし
「捜査主任官」欄の氏名	すべて					
「指揮取扱者 指揮受理者」欄の 名字及び印影	すべて					
「伺い及び指揮事項等」欄のうち 「1被疑者」の住居、職業、氏名、 生年月日、前歴	なし					
同上 「2任意同行時間」の時刻	すべて					

文書5	本部長指揮事件 指揮簿	17	同上 「3取調官」の名字	なし
			同上 「5捜査事項」の部分	1行目1文字目から7行目4文字目まで、7行目13文字目から10行目10文字目まで、10行目13文字目から同行14文字目まで及び10行目17文字目から同行行末まで
		18	全部	なし
文書6	本部長指揮事件 指揮簿	19	決裁欄の「係員」の印影	なし
			「事件名」欄の地名	なし
			「捜査主任官」欄の氏名	すべて
			「指揮取扱者 指揮受理者」欄の名字及び印影	すべて
			「伺い及び指揮事項等」欄のうち「1被疑者」の住居、職業、氏名、生年月日、前歴	なし
			同上「2任意同行時間」の時刻	すべて
			同上 「3取調官」の名字	なし
			同上 「4逮捕時間」の時刻	すべて
		19～ 20	同上 「6逮捕時の状況等」の一部	19頁の1行目行頭から2行目9文字目まで及び4行目から5行目2文字目まで並びに20頁の上から5行目から7行目までの非開示部分
		20	同上 「7捜査事項」の部分	すべて
19	「別紙 被疑事実の要旨」の一部	2行目6文字目から同行33文字目まで、3行目27文字目から同行28文字目まで、6行目15文字目		

				から同行22文字目まで、 8行目4文字目から同行2 1文字目まで及び10行目 9文字目から同行30文字 目まで
文書7	本部長指揮事件 指揮簿	22	決裁欄の「係員」の印影	なし
			「事件名」欄の地名	なし
			「捜査主任官」欄の氏名	すべて
			「指揮取扱者 指揮受理者」欄の 名字	1行目及び3行目の名字
			「伺い及び指揮事項等」欄のうち 「1被疑者の人定」の本籍、住居、 職業、氏名、生年月日	なし
			同上 「2逮捕日時」の時刻	すべて
			同上 「4逮捕状況」の氏名、時刻	3行目12文字目から同行 18文字目まで及び4行目 5文字目から同行12文字 目まで
			同上 「6逮捕時の状況等」の一部	1行目行頭から2行目4文 字目まで
		別添「弁解録取書の写し」	なし	
		23	同上 「7今後の捜査」の部分	すべて
		24	「別紙1 被疑事実の要旨」の一 部分	5行目1文字目から同行1 2文字目まで、5行目19 文字目から同行27文字 目まで、6行目21文字目 から同行27文字目まで、 8行目17文字目から9行 目25文字目まで及び10 行目26文字目から11行 目6文字目まで
文書8	本部長指揮事件 指揮簿	25	決裁欄の「係員」の印影	なし

文書8	本部長指揮事件 指揮簿	25	「事件名」欄の地名	なし
			「捜査主任官」欄の氏名	すべて
			「指揮取扱者 指揮受理者」欄の 名字	1行目の名字
			「伺い及び指揮事項等」欄のうち 「1」の氏名	なし
			別添「起訴状の写し」	なし
			同上 「3事案の概要」の「(1)発生日 時」の時刻	すべて
			同上 「3事案の概要」の「(2)発生場 所」の市名に続く部分	なし
			同上 「3事案の概要」の「(3)被害者」 の住居、職業、氏名	なし
			同上 「3事案の概要」の「(4)犯行状 況」一部分	1行目行頭から同行10文 字目まで、1行目15文字 目から同行22文字目ま で、2行目11文字目から 同行17文字目まで及び3 行目11文字目から同行2 2文字目まで
文書9	本部長指揮事件 指揮簿	26	決裁欄の「係員」の印影	なし
			「事件名」欄の地名	なし
			「捜査主任官」欄の氏名	すべて
			「指揮取扱者 指揮受理者」欄の 名字	1行目の名字
			「伺い及び指揮事項等」欄のうち 「1被疑者の人定」の本籍、住居、 職業、氏名、生年月日	なし

文書9	本部長指揮事件 指揮簿	26	同上 「2公訴の提起」の「(2)起訴検察 庁」の職、氏名	すべて
			別添「起訴状の写し」	なし
		27	同上 「4その他」の部分	1行目行頭から同行13文字目まで、1行目18文字目から2行目行末まで及び3行目5文字目から4行目2文字目まで
文書10	捜査報告	28	決裁欄の「補佐」の印影	すべて
			「事件名」欄の地名、身分	なし
			「捜査主任官」欄の氏名	すべて
			「発生日時」欄の時刻	なし
			「発生場所」欄の市名に続く部分	なし
			「被疑者」欄の一部	すべて
			「被害者(死者)」欄の住居、職業、氏名、生年月日	なし
			「事案の概要年月日」欄の一部	なし
			「受理者」欄の名字、職名	すべて
		28～ 29	「捜査状況」欄のうち 「1警察への届出経過」の部分	なし
		29～ 31	同上 「2被害者からの聴取状況」の部分	なし
29	「受理者」欄の部分	なし		

文書 10	捜査報告	31～ 32	左欄の「3」に続く部分及び「捜査状況」欄の部分	31頁左欄の「3」に続く項目部分
		32	左欄「4」に続く部分及び「捜査状況」欄の部分	左欄の「4」に続く項目部分及び中欄の1行目11文字目から2行目行末まで
			左欄「5」に続く部分及び「捜査状況」欄の部分	左欄の「5」に続く項目部分及び中欄の1行目14文字目から2行目4文字目まで
			「捜査状況」欄のうち「6被害者の診断結果」の部分	なし
		32～ 33	同上 「7鑑識活動結果」の部分	32頁のすべて
		33	左欄「8」に続く部分及び「捜査状況」欄の部分	すべて
			「捜査状況」欄のうち「9今後の捜査方針」の部分	中欄の1行目から8行目まで、10行目行頭から11行目11文字目まで及び11行目17文字目から同行行末まで
		34	全部	左下の文字部分の2行目12文字目から同行行末まで及び氏名を除くすべて
		35	全部	1行目13文字目から3行目行末までを除くすべて
		36	全部	すべて
文書 11	本部長指揮事件指揮簿	37	決裁欄の「係員」の印影	なし
			「事件名」欄の地名、身分	なし
			「捜査主任官」欄の氏名	すべて
			「発生日時」欄の時刻	なし
			「発生場所」欄の市名に続く部分	なし

37	「被疑者」欄の一部分	すべて
	「被害者(死者)」欄の住居、職業、氏名、生年月日	なし
	「事案の概要年月日」欄の一部分	なし
	「月日時」欄の時刻	すべて
	「指揮取扱者 指揮受理者」欄の 名字、職名	すべて
37～ 40	「伺い及び指揮事項等」欄のうち 「1現在までの捜査状況」の部分	37頁の1行目、38頁の18行目、39頁の8行目、39頁の27行目から37行目まで、40頁5行目から7行目まで、8行目1文字目から同行3文字目まで、同行6文字目、同行9文字目から9行目行末まで、10行目3文字目、同行6文字目から11行目17文字目まで、同行20文字目及び同行21文字目、同行24文字目から13行目19文字目まで、同行22文字目から同行行末まで、14行目3文字目から同行17文字目まで、同行20文字目から16行目15文字目まで及び同行18文字目から17行目行末まで
39	「指揮取扱者 指揮受理者」欄の 部分	上から2つ目の非開示部分
40	「指揮取扱者 指揮受理者」欄の 部分	1行目3文字目から2行目行末まで
	「伺い及び指揮事項等」欄のうち 「2鑑識結果」の部分	1行目行頭から6行目11文字目まで、同行18文字目から7行目行末まで及び8行目7文字目から11行目行末まで
	同上 「3今後の捜査事項」の部分	すべて

文書 11	本部長指揮事件 指揮簿	41～ 42	全部	1行目3文字目、同行6文字目から同行14文字目まで、同行17文字目、同行20文字目から同行行末まで、罫線により作成された表形式の部分の垂直方向のまとまりを「列」と、水平方向のまとまりを「段」と定義し、1段目から3段目までの1列目、1段目2列目中3文字目から最終文字まで、同段3列目中3文字目から行末まで、同段4列目中3文字目から最終文字まで、3段目2列目中1行目から6行目2文字目まで、6行目5文字目から10行目行末まで、3段目3列目中1行目行頭から4行目2文字目まで、4行目5文字目から8行目行末まで、3段目4列目中1行目行頭から6行目2文字目まで、6行目5文字目から8行目行末まで、4段目から6段目までのすべての列及び7段目から9段目までの1列目
		43	全部	すべて
文書 12	本部長指揮事件 指揮簿	44	「事件名」欄の地名、身分	なし
			「捜査主任官」欄の氏名	すべて
			「発生日時」欄の時刻	なし
			「発生場所」欄の市名に続く部分	なし
			「被疑者」欄の一部分	すべて
			「被害者(死者)」欄の住居、職業、氏名、生年月日	なし

文書 12	本部長指揮事件 指揮簿	44	「事案の概要年月日」欄の一部分	なし
			「月日時」欄の時刻	すべて
			「指揮取扱者 指揮受理者」欄の 名字、職名	すべて
		44～ 45	「伺い及び指揮事項等」欄のうち 「1」の前までの部分	すべて
		45	同上「1」に続く部分	「1」に続く項目部分、1行 目の1文字目及び2文字 目、2行目の1文字目及び 2文字目まで並びに3行目 の1文字目及び2文字目 まで
			同上 「2」に続く部分	「2」に続く項目部分並び に1行目の1文字目及び2 文字目まで
			同上 「3」に続く部分	すべて
		45～ 46	同上 「4」に続く部分	45頁の「4」に続く項目部 分及び13行目
		46	同上 「5」に続く部分	「5」に続く項目部分、1行 目行頭から10行目6文字 目まで、10行目10文字 目から11行目7文字目ま で及び11行目11文字目 から13行目行末まで
		47	全部	1行目行頭から5行目2文 字目まで、5行目12文字 目から同行27文字目ま で、6行目11文字目から 同行28文字目まで、7行 目8文字目から同行20文 字目まで、8行目行頭から 同行15文字目まで、8行 目29文字目から9行目1 6文字目まで、9行目26 文字目から10行目7文字 目まで及び11行目
48	全部	1行目行頭から4行目2文 字目まで、4行目13文字 目から同行28文字目ま で、5行目17文字目から 同行行末まで、6行目12 文字目から同行15文字		

				目まで、8行目1文字目及び同行2文字目、8行目8文字目から同行23文字目まで、9行目13文字目から同行28文字目まで、10行目9文字目から同行12文字目まで、11行目1文字目及び2文字目、11行目9文字目から同行24文字目まで、12行目8文字目から同行23文字目まで、13行目3文字目から同行22文字目まで及び15行目
文書 12	本部長指揮事件 指揮簿	49	全部	1行目3文字目から同行行末まで、2行目から7行目まで、上段の罫線により作成された表形式の部分の垂直方向のまとまりを「列」と、水平方向のまとまりを「段」と定義し、最終段の1列目から11列目までを除く部分、上段の表形式の部分と下段の表形式の部分の間の1行、下段の罫線により作成された表形式の部分の垂直方向のまとまりを「列」と、水平方向のまとまりを「段」と定義し、1段目の1列目から7列目のすべて、2段目1列目中1行目、3段目1列目中1行目、4段目1列目中1行目及び5段目1列中1行目
文書 13	本部長指揮事件 指揮簿	50	決裁欄の「補佐」欄の印影	すべて
			「事件名」欄の地名、事件名	2行目
			「捜査主任官」欄の氏名	すべて
			「指揮取扱者 指揮受理者」欄の 名字、印影	1行目及び3行目の名字
			「伺い及び指揮事項等」欄のうち 「～被疑者」に続く部分	すべて

文書 13	本部長指揮事件 指揮簿	50	同上 「1被疑者」の本籍、住居、職業、 氏名、生年月日、年齢、身柄関係	なし
			同上 「2被疑者」に続く部分	「2被疑者」に続く項目部 分、1行目及び3行目から 6行目まで
			同上 「3」に続く部分	「3」に続く項目部分、1行 目、2行目7文字目から4 行目14文字目まで及び4 行目17文字目から8行目 行末まで
			同上 「4今後の捜査方針」の部分	すべて
			同上 「5その他」の部分	すべて
		51	「別紙 被疑事実の要旨」の「被 疑者は、」に続く部分	なし
文書 14	本部長指揮事件 指揮簿	52	決裁欄の「係員」の印影	なし
			「事件名」欄の地名、事件名	2行目
			「捜査主任官」欄の氏名	すべて
			「指揮取扱者 指揮受理者」欄の 名字、印影	すべて
			「伺い及び指揮事項等」欄のうち 「～被疑者」に続く部分	すべて
			同上 「1被疑者」の本籍、住居、職業、 氏名、生年月日、年齢、身柄関係	なし
			同上 「2被疑者」に続く部分	「2被疑者」に続く項目部 分、1行目及び3行目から 6行目まで
			同上 「3今後の捜査方針」の部分	すべて
		(52)	(別添 起訴状)	なし

文書 15	本部長指揮事件 指揮簿	53	「事件名」欄の区域	すべて
			「捜査主任官」欄の氏名	すべて
			「指揮取扱者 指揮受理者」欄の 名字、印影	すべて
			「伺い及び指揮事項等」欄のうち 「1受刑済みの確定事件の概要」 の一部分	1行目14文字目から同行 23文字目まで、3行目及 び4行目の非開示部分、5 行目11文字目から同行2 0文字目まで並びに7行目 及び8行目の非開示部分
		53～ 54	「伺い及び指揮事項等」欄の「2 関係被告人及び再逮捕被疑者の 人定等」のうち「(1)上記確定事 件の被告人」の本籍、住居、職 業、氏名、生年月日	なし
		54	同上 「(2)再逮捕被疑者」の本籍、住 居、職業、氏名、生年月日、前科	なし
			「伺い及び指揮事項等」欄の「3 本件の犯人性」のうち「(1)」の前 までの一部分	4行目22文字目から6行 目12文字目まで、8行目 18文字目から同行24文 字目まで及び同行27文 字目
		54～ 55	同上 「(1)足跡の鑑定結果(上記①)」 の一部分	54頁のすべて、55頁の2 行目17文字目から3行目 8文字目まで、同行11文 字目から5行目2文字目ま で及び同行5文字目から1 3行目行末まで
55	同上 「(2)3月事件犯行時の」に続く一 部分	1行目行頭から4行目1文 字目まで、4行目4文字目 から同行7文字目まで、同 行13文字目から5行目1 4文字目まで、5行目17 文字目から7行目行末ま で、罫線により作成された 表形式の部分の垂直方向 のまとまりを「列」と、水平 方向のまとまりを「段」と定 義し、1段目の1列目から 5列目まで、2段目から5 段目の1列目から3列目ま		

				で、表形式の部分に続く部分の1行目行頭から同行22文字目まで、同行25文字目から2行目行末まで、3行目7文字目から同行18文字目まで、4行目24文字目から6行目11文字目まで、6行目14文字目から8行目8文字目まで、8行目11文字目から9行目11文字目まで及び10行目4文字目から11行目16文字目まで
文書 15	本部長指揮事件 指揮簿	56	同上 「(3)」に続く部分	「(3)」に続く項目部分の3文字目及び4文字目及び7文字目から15文字目まで並びに1行目1文字目、1行目4文字目から2行目13文字目まで、2行目18文字目から6行目11文字目まで、6行目14文字目から同行19文字目まで、同行22文字目から10行目1文字目まで、10行目4文字目から15行目4文字目まで、15行目7文字目から同行14文字目まで、15行目22文字目から18行目7文字目まで、18行目10文字目から20行目17文字目まで、20行目20文字目から28行目8文字目まで、28行目11文字目から30行目8文字目まで及び30行目11文字目から32行目行末まで
		56～ 57	同上 「(4)」に続く部分	56頁の「(4)」に続く項目部分、1行目行頭から同行9文字目まで、同行12文字目から2行目行末まで、57頁の11行目行頭から同行15文字目まで、11行目18文字目から12行目20文字目まで及び12行目23文字目から13行目行末まで
		57	「伺い及び指揮事項等」欄のうち 「4今後の捜査方針」の部分	1行目3文字目から2行目18文字目まで、2行目21文字目から12行目1文字目まで、12行目4文字目

				から同行行末まで、13行目3文字目から14行目行末まで、15行目3文字目から17行目9文字目まで及び17行目12文字目から26行目行末まで
文書 16	本部長指揮事件 指揮簿	58	決裁欄の「補佐」の印影	すべて
			「事件名」欄の身分、事件名	2行目
			「捜査主任官」欄の氏名	すべて
			「指揮取扱者 指揮受理者」欄の 名字、印影	1行目及び3行目の名字
			「伺い及び指揮事項等」欄のうち 「～被疑者の」に続く部分	すべて
			同上 「1被疑者」の本籍、住居、職業、 氏名、生年月日、年齢、身柄関係	なし
			同上 「2被疑者」に続く部分	「2被疑者」に続く項目部分、1行目行頭から5行目16文字目まで及び5行目19文字目から10行目行末まで
文書 17	本部長指揮事件 指揮簿	60	「別紙 被疑事実の要旨」の「被疑者は、」に続く部分	2行目行頭から3行目8文字目まで、3行目25文字目から4行目8文字目まで、4行目13文字目から9行目6文字目まで、9行目23文字目から10行目15文字目まで及び10行目20文字目から16行目行末まで
			決裁欄の「補佐」の印影	すべて
			「事件名」欄の身分、事件名	2行目
			「捜査主任官」欄の氏名	すべて

文書 17	本部長指揮事件 指揮簿	60	「指揮取扱者 指揮受理者」欄の 名字、印影	1行目及び3行目の名字
			「伺い及び指揮事項等」欄のうち 「～被疑者」に続く部分	すべて
			同上 「1被疑者」の本籍、住居、職業、 氏名、生年月日、年齢、身柄関係	なし
			同上 「2被疑者」に続く部分	すべて
			同上 「3再審請求」の氏名	なし
			別添 「再審請求書」	なし
			同上 「4今後の捜査方針」の部分	すべて
文書 22	署長等指揮事件 指揮簿	65	決裁欄の「係長」の印影	なし
			「事件名」欄の地名、身分、場所	3つ目の非開示部分
			「捜査主任官」欄の職名及び氏名	すべて
			「発生日時」欄の時刻	なし
			「発生場所」欄の市名に続く部分	なし
			「被害者」欄の住居、職業、氏名、 生年月日	なし
			「事案の概要」欄の一部	なし
			「伺い及び指揮事項等」欄のうち 「指揮伺い」の部分	すべて
文書 23	捜査主任官 指名簿	66	「課(係)」欄の課名	すべて

			「氏名」欄の氏名	すべて
		66～ 67	「課長 中隊長 課長代理」欄の印影	すべて
			「事件名等」欄の発生年月日、認知年月日、事件名、被害者、被疑者	66頁の番号2の欄の3行目11文字目から同行行末まで、番号3の欄の3行目12文字目から同行行末まで、番号4の欄の3行目8文字目から同行行末まで、番号5の欄の3行目9文字目から同行行末まで、67頁の番号32の欄の2行目12文字目から3行目まで、番号33の欄の3行目7文字目から同行行末まで、番号34の欄の3行目4文字目から同行行末まで及び番号35の欄の2行目9文字目から同行行末まで
文書 23	捜査主任官 指名簿	66～ 67	「捜査主任官印」欄の印影	すべて
			「処理及び引継ぎ」欄の名字、参考となる事項	66頁の番号1の欄の1行目及び3行目6文字目から同行行末まで、番号2の欄のすべて、番号3の欄の1行目及び4行目、番号4の欄の1行目、4行目及び6行目、番号5の欄の1行目及び3行目5文字目から同行行末まで、67頁の番号31の欄のすべて、番号33の欄の1行目5文字目から同行行末まで、2行目4文字目から同行行末まで、番号34の欄の1行目4文字目から同行行末まで、2行目4文字目から同行行末まで、番号35の欄の1行目5文字目から同行行末まで、2行目5文字目から同行行末まで
		67	上部表外()書きのうち「別紙」に続く部分	すべて

※ 範囲は、当該欄のすでに開示されている部分の行数、字数も数えて示している。

文書1及び文書2は、調査審議対象外のため記載していない。

別記2 審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成22年10月 7日	諮問書を受理
平成22年11月10日	実施機関に非開示理由説明書の提出を依頼
平成22年12月10日	非開示理由説明書を受理
平成22年12月15日	審査請求人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼
平成22年12月17日 (第84回審査会)	審議
平成23年 1月17日 (第85回審査会)	実施機関から非開示理由説明を聴取 審議
平成23年 1月24日	審査請求人から意見書を受理
平成23年 2月24日 (第86回審査会)	審査請求人から意見を聴取 審議
平成23年 4月 4日 (第87回審査会)	審議
平成23年 4月14日	第一次答申
平成23年 4月25日 (第88回審査会)	審議
平成23年 6月10日 (第89回審査会)	審議
平成23年 7月19日 (第90回審査会)	審議
平成23年 8月 9日 (第91回審査会)	審議
平成23年 8月31日 (第92回審査会)	審議
平成23年 9月29日 (第93回審査会)	審議
平成23年10月19日 (第94回審査会)	審議

平成23年11月11日 (第95回審査会)	審議
平成23年12月13日 (第96回審査会)	審議
平成24年1月18日 (第97回審査会)	審議
平成24年2月22日 (第98回審査会)	審議
平成24年3月19日 (第99回審査会)	審議
平成24年4月17日 (第100回審査会)	審議
平成24年5月24日 (第101回審査会)	審議
平成24年7月2日 (第102回審査会)	審議
平成24年8月3日 (第103回審査会)	審議及び答申
平成24年8月31日 (第104回審査会)	審議及び修正答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
稲 垣 雅 則	北日本新聞社論説委員長	
岩 田 繁 子	富山県婦人会会長	
大 坪 健	弁護士	会長職務代理
蟹 瀬 美和子	前富山県社会福祉協議会専務理事	
小 室 修	富山県商工会議所連合会常任理事	
八 木 保 夫	富山大学経済学部教授	会 長